

官報

平成三十年五月二十五日

○第百九十六回 参議院會議録第二十二号

平成三十年五月二十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十二号

平成三十年五月二十五日

午前十時開議

第一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 森林経営管理法(内閣提出、衆議院送付)

第七 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、消費者契約法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより會議を開きます。この際、日程に追加して、

消費者契約法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。国務大臣(福井照君) 拍手

○国務大臣(福井照君) ただいま議題となりました消費者契約法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

消費者契約においては消費者と事業者との間に交渉力等の格差があることなどから、依然、若年者を含めた幅広い年代において消費者被害が生じております。また、平成十三年の施行以降、消費者契約についての裁判例や消費生活相談事例が蓄積しており、その傾向等も踏まえ、適切な措置を講ずる必要がございます。

こうした状況を踏まえ、消費者の利益の擁護を図るため、事業者の一定の行為により消費者が困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の

意思表示を取り消すことができる類型を追加する等の措置を講ずることとするため、この法律案を提出した次第でございます。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型として、社会生活上の経験が乏しいことから、消費者が抱いている過大な不安をあおったり、消費者が勧誘を行う者に対して恋愛感情を抱いていることなどに乗じて、一定の内容を告げることなどを追加することとしたしております。また、消費者が意思表示をする前に、契約を締結したならば負うこととなる義務の内容を実施すること等を追加することとしたしております。加えて、不利益事実の不告知による取消しについても所要の改正を行います。

第二に、無効となる不当な契約条項の類型として、事業者に対し消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する条項、事業者による損害賠償責任及び消費者の解除権の有無等を決定する権限を付与する条項を追加することとしたしております。

第三に、事業者の努力義務についても、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供することを明示するなどの所要の改正を行います。

なお、一部の附則規定を除き、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしました。衆議院におきまして、次の事項を内容とする修正が行われております。事業者による消費者契約の勧誘に際し、消費者が困惑し、それによって意思表示をした場合には、その意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型として、次に掲げる行為を追加するものとすること。

第一に、当該消費者が加齢又は心身の故障によ

りその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に關しその現在の生活の維持に過大な不安を抱えていることを知りながら、その不安をあり、事付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。

第二に、当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

以上、消費者契約法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。太田房江君。

〔太田房江君登壇、拍手〕

○太田房江君 自由民主党の太田房江です。

私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました消費者契約法の一部を改正する法律案について、福井消費者担当大臣に質問いたします。

平成十三年に消費者契約法が施行されてから十七年、その間も、政府においては、平成二十年に消費者行政担当大臣を設置、平成二十一年には消費者庁を発足させ、消費者行政の強化を図ってまいりました。

消費者行政が、製品や事業ごとに所管が多数の省庁にまたがる中、消費者事故などに素早く、かつ強力に対応するために、横串を刺した一元化が必要であつたからです。

消費者庁の創設は、当時の福田康夫総理の強い思いが実を結んだものです。当時は、国民から熱意を持って迎えられたと記憶をしておりますし、

私も旧通産省で消費者行政を担当していた経験もあり、消費者庁の発足に大いに期待をいたしたところでありました。

そこで、消費者庁は、消費者を取り巻く環境が多様化、複雑化する中で、消費者行政全般の推進に向けて今後どのように取り組んでいかれるのか、まずはその姿勢についてお聞かせください。

近年、社会生活上の経験が乏しい消費者を狙って、過大な不安をおおたり、消費者が勧誘を行う者に対して恋愛感情を抱いていることなどに乘じたりする不当な勧誘行為が目につきます。このような事情から、今回の法改正では、いわゆる困惑類型として、不安をおおる告知や恋愛感情等に乘じた人間関係を濫用して社会生活上の経験不足を不当に利用する行為を追加しております。

現在、成年年齢を十八歳に引き下げる民法改正案が国会において審議されています。十八歳から二十歳までの方々は、現行法では未成年を理由に契約を取り消すことができませんでしたが、成年年齢引下げにより、この年齢層の方々は未成年を理由にした取消しができなくなります。このため、契約について経験が乏しい十八歳から二十歳までの方々が狙われ、消費者トラブルに巻き込まれるのではないかと懸念が指摘されています。

この追加された困惑類型のターゲットは、若年層だけではなく、再雇用や健康などに不安を覚える方も不当な勧誘行為の対象になるおそれがあります。

今回の改正により追加される不当な勧誘行為は取消の対象となりますが、あわせて、消費者側にもトラブルに巻き込まれないような教育等を徹底させることも必要だと考えます。

そこで、今回追加される困惑類型による消費者トラブルを効果的に防ぐためには、高齢者の方々はもちろんとして、成年年齢が引き下げられる年齢層の方々を含むあらゆる世代の方々への危険性を理解してもらう必要があると考えます。この点についてどのようにお考えでしょうか。

次に、今回の改正案では、不利益事実の不告知について、現行では故意とされている要件を、故意又は重大な過失に改めます。

例えば、分譲マンションの販売時に、事業者が、日照、眺望の良さを説明しつつ、隣地に、その日照、眺望を妨げる建物が建つことを告げないで売ったことが不利益事実の不告知に該当する可能性があると、このような事例として理解されます。

しかし、故意はまだしも重大過失については、どのような事例が当たるのかという限界事例については、消費者はもちろん、事業者もなかなか分からないと思います。

消費者庁においては、消費者側はもちろん、事業を所管する官庁や事業者と連携しながら、どのような事例が故意又は重大過失に当たっているのかという判断が適切にできるような周知を図ることが大切だと考えますが、どのように取り組んでいかれるおつもりでしょうか、お尋ねをいたします。

現行法においても、当社は一切の損害賠償責任を負いませんという事業者の損害賠償責任を免除する条項、いかなる場合にも契約は解除できませんという事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項は無効です。

今回の改正案では、さらに、事業者が自らの責任の有無や消費者の解除権の有無を決定する権限を付与する条項、これも無効化されることとなります。これにより、当社が過失のあることを認めただ場合に限り契約書に書いてある場合がありますが、これを消費者の泣き寝入りの原因にしているという事例、減っていくことを期待しております。

しかし、今回の法改正を知らない消費者に悪質な事業者が無理を迫るトラブルが続くことも懸念されています。損害賠償免責条項や解除権放棄条項について、どのような契約においてどのような条項が無効になるのか、消費者に分かりやすく例示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

今回の改正案により、昨今問題となっており、不当な勧誘行為を取り消したり、不当な契約条項を無効にしたりすることができるようになることは大きな前進です。同時に、消費者全般を同様の誘惑行為から守るためには、消費者庁と事業所管官庁とが連携して適切な指導、監督、処分などを行うことも必要だと考えます。

その点から、消費者庁と事業所管官庁との情報共有や連携した調査などが求められていると思います。ネガティブ情報の公開などと同時に、事業者の前向きな改善姿勢、これらを公開することによって、結果的に消費者側と業界側双方にプラスとなるのではないのでしょうか。

そこで、不当な勧誘行為等があった事業者の情報共有のために、消費者庁と事業所管官庁が車の両輪となつて一層の連携を進める中で消費者トラブルの回避や解決が進むことが望ましいと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

最後に、今回の改正法の施行期日について伺います。

消費者の保護という観点からは迅速な施行が求められていると思いますが、一方、事業者側から見ますと、体制の整備や従業員教育などに十分な準備期間が必要という声があります。特に今回は、消費者の後見等を理由とする契約解除を不当条項とするものも含まれており、現在、この条項を含めた契約書を使っている業界団体などへの周知徹底を図るためには、ある程度の期間は必要だと思ひます。

そこで、改めて、消費者保護の立場と事業者側の準備期間の確保という双方のバランスから、今回の施行までの期間の考え方を分かりやすく御教示ください。

また、施行を待たずとも、不当な勧誘行為と思われる事案についてはどのように適切な対応をしていかれるつもりでしょうか。

消費者問題がその時代の状況を反映して変化することを踏まえ、是非、消費者担当大臣、消費者庁には、引き続き、時代の流れを的確に把握し、しっかりと消費者行政に取り組んでいただきますようお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣福井照君登壇、拍手)

○国務大臣(福井照君) 太田議員にお答えをいたします。

消費者庁等の取組についてお尋ねがございました。国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは、現内閣の最も重要な方針の一つでございます。消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会を実現することは、そのために不可欠なものと考えております。このため、地方消費者行政の充実強化、制度の整備とその円滑な運用、所管法令の厳正な執行などにしっかりと取り組んでまいります。

これらの施策の実施に当たっては、消費者担当大臣である私の下、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの緊密な連携を図り、それぞれの役割を最大限発揮させながら、消費者の安全、安心の確保に全力を尽くしてまいります。

困惑類型による消費者トラブルを効果的に防ぐことにつきましてお尋ねがございました。高齢者の消費者被害につきましては、消費者ホットライン、一八八の周知や見守りネットワークの設置促進により、高齢者を消費生活センター等に円滑につなげるための環境整備が重要でございます。

また、本法案の衆議院における修正では、加齢等による判断力の低下に付け込む事業者の行為が取消し権の対象に追加されました。

さらに、消費者庁及び国民生活センターは、引き続き適切なタイミングで様々なトピックを取り上げ、具体的な相談事例や消費者へのアドバイスなどを公表し、あらゆる世代の消費者が消費者ト

ブルを効果的に防ぐためには、高齢者の方々はもちろんとして、成年年齢が引き下げられる年齢層の方々を含むあらゆる世代の方々への危険性を理解してもらう必要があると考えます。この点についてどのようにお考えでしょうか。

ラブルに巻き込まれないよう注意喚起を行ってまいります。

不利益事実の不告知についてお尋ねがございました。

本法案の成立後、故意や重過失に当たる具体的な事例を始め、本法案の内容につきまして、事例を用いながら、逐条解説等で分かりやすい説明を徹底してまいります。

その際には、消費者、消費者団体のみならず、関係省庁とも連携し、事業者、事業者団体へも周知を徹底してまいります。

事業者が自分の責任を自ら決める条項についてお尋ねがございました。

本法案の成立後、どのような条項が無効になるかなど、本法案の内容につきまして積極的に周知徹底を図ります。

その際には、説明資料や事例集を作成して、その中で、例えば、当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負うものとし、ますといった契約条項は無効となることを例示するなど、消費者に対して分かりやすい説明に努めてまいります。

消費者行政機関等や事業を所管する行政機関の一層の連携につきましてお尋ねがございました。

消費者庁は、所管法令に基づき、いわゆる不当な勧誘行為を行った事業者の情報も含め、消費者被害の情報に関し様々な行政機関等から随時情報提供を受けております。また、個別の事件調査において関係行政機関等と連携を取ったり、消費者被害の情報に関し意見交換等を行ったりしているところでございます。

今後とも、消費者被害の発生や拡大の防止のため、様々な事業を所管する行政機関等との一層の連携強化に努めてまいりたいと思っております。施行までの期間の考え方等についてお尋ねがございました。

消費者保護の立場からは迅速な施行が求められます。他方、円滑な施行に向けては、本法案を十

分に周知し、事業者の方々には不当な勧誘をしないようにしていただくことも必要なことから、本法案は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することといたしております。

また、施行期日前にありましても、法に定める不当な勧誘行為がなされませんよう、しっかりと周知徹底をしてまいる所存でございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 森本真治君。

(森本真治君登壇、拍手)

○森本真治君 国民民主党・新緑風会の森本真治です。

ただいま議題となりました消費者契約法の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問します。

冒頭、安倍政権下での疑惑や不祥事について申し上げます。

一昨日、財務省から、森友学園に係る交渉記録と改ざん前の決裁文書が国会に提出されました。

記録は廃棄したと繰り返し国会で答弁し、交渉記録の存在も認めてこなかったことが全て虚偽であったこと、さらに、答弁とつじつまを合わせるため、文書の改ざんだけでなく、理財局の指示で、保管していた記録を意図的に廃棄していたことも明らかにされました。なぜここまで国会と国民をだまし続けなければならぬのか。

加計学園問題について。愛媛県が国会に提出した文書では、安倍総理は、獣医学部構想を知ったと明言してきたより二年も前に学園理事長から説明を受けたことになりました。総理は改めて理事長から説明を受けていないと否定をされておりますが、愛媛県知事も、文書を改ざんする必要がない、ありのままに報告書類として出されたものを国会に提出したと述べられ、総理と知事の主張は真つ向か対立しています。

どちらがうそをついているのでしょうか。それとも、加計学園がありもしない両者の会談を捏造して県に報告したのでしょうか。加計学園理事長や愛媛県知事にも国会で証言していただき、真実を明らかにしていく、安倍政権の疑惑を解明していくことが国会には求められます。

消費者庁は公益通報者保護制度を所管しています。公益を守るため、企業や国や自治体の法令違反行為に関する通報を受け付け、調査を行い、是正を図るとともに、通報者の保護を図っていく制度です。まさに、福井大臣には、安倍政権の数々の疑惑を解明し、真実を明らかにしていく責任があります。大臣の決意をお伺いします。

法案について質問します。

高齢化の進展や情報通信技術の発達、また、民法改正案では成人年齢引下げが提案されていますが、そうならば、十八歳、十九歳の消費者被害の増加が懸念されていることを踏まえ、高齢者や若年成人等の消費者被害を防止、救済する上では、合理的な判断が働かない状態で締結された契約の取消し権を拡大する等の実効的な法制度の整備は急務です。

さらに、前回、平成二十八年改正時に、幾つかの論点が法改正に至らず、積み残しとなりました。当時の参議院地方・消費者問題に関する特別委員会において、残された課題について三年以内に必要措置を講ずることを求めた附帯決議を行いました。本改正案は、それを踏まえ、この間、消費者委員会の消費者契約法専門調査会において内容を検討し、提出に至ったものと理解してまいります。

しかしながら、本改正案では、調査会における結論と比べ、内容が縮小されている点が見受けられますので、その点について質問します。

まずは、調査会で措置すべきとされながら法案に盛り込まれなかった、平均的な損害額の立証責任についてお伺いします。

結婚式場などのキャンセル料をめぐるトラブルが多発する中、本法第九条第一号において、契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害

の額を超える損害賠償の額を予定し、違約金を求めることはできないことになっております。

しかし、キャンセル料が平均的な損害の額の範囲かどうかを消費者が立証することは、立証に必要な資料が事業者側にあることなどから、非常に困難です。本来、損害額を主張している事業者が立証すべきと考えますが、大臣の御所見をお伺いします。

前回の附帯決議で、この平均的な損害の額の立証に関する推定規定の措置を含め、残された課題について遅くとも三年以内に必要措置を講ずべきといたしました。その期限となる今後一年以内に改正案提出を目指すのか、大臣にお伺いします。

あわせて、消費者委員会の答申で異例の付言が付され、喫緊の課題として言及されている事項や、専門調査会の二度の報告書で指摘された多くの積み残し課題について、今後どのようなスケジュールで対応するのか、大臣にお伺いします。

そもそも、何年も掛けて議論されてきた事項について、専門調査会の結論が得られたのに、立案作業が間に合わなかったとはどういうことでしょうか。

前回の附帯決議では、「消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島県への移転については、本法等消費者庁所管の法令の運用に重大な影響を与えかねないため、慎重に検討すること」としてまいりました。平均的な損害の額の推定規定について改正案に盛り込む作業が間に合わなかった現状一つ取っても、法の所管官庁として重大な影響が生じています。昨年夏から暫定的に置かれた徳島オフィスでの追加的な業務に人手を割いている場合ではないのではないですか。

消費者庁の徳島移転について改めて慎重であるべきと考えますが、大臣の考えをお伺いします。

次に、意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の追加についてお伺いします。

本改正案では、就活中の学生の不安を知りつつ、このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要と告げ勧誘する不安をおおる告知や、消費者の恋愛感情を知りつつ、契約してくれないと関係を続けたいと告げて勧誘する恋愛感情に乗じた人間関係の濫用について追加しています。この中で、本事業業者側の不当な勧誘行為によって消費者が困惑したことだけを示せば十分なのに、なぜか、専門調査会でも議論されていなかった、当該消費者が社会生活上の経験が乏しいことからという要件が追加されました。

本要件は、成年年齢引下げに対応した改正であることを示すため対象を絞ったものなのか、またそうであるならば、この要件に該当する若年者とはどれくらい年齢までの消費者を想定したものでしょうか。大臣の答弁を求めます。

社会生活上の経験が乏しいとは、具体的にどのような経験が乏しいというのか、また、対象とならないのはどのような事例なのか、一般消費者には判然としないところがあります。

衆議院での答弁では、靈感商法等の悪徳事業者による消費者被害については、勧誘の態様に特殊性があり、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者であっても、一般的には本要件に該当するものと考えていると一例を説明されていますが、大臣の答弁を求めます。

衆議院においては、結果、法案が修正され、靈感商法等については社会生活上の経験の乏しさに関係なく救済されると新たな項目を追加し、明文化されましたが、不安をおおる告知や恋愛感情に乗じた人間関係の濫用については、救済の対象を狭めたままです。二つの整合性をどう取るのか、大臣の見解をお伺いします。

今回手当てされたのは、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる、いわゆる付け込み型勧誘の類型の一部にとどまっています。そもそも消費者契約法は、業種や業態を限定した個別法では力パワーできない消費者トラ

ブルをカバーできるような制定された包括的な民事ルールであり、悪質事業者の様々な手口をその都度イタチごっこで規定していくような性質のものではありません。

消費者の知識、経験、理解力、判断力等の不足を利用して過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合には、若年者、高齢者問わず、消費者の取消し権を認める包括的な受皿となる規定を設ける必要があると考えますが、大臣の見解を伺います。

以上、質問してまいりましたけれども、大臣の明瞭な答弁を期待し、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣福井照君 森本議員にお答えをいたします。〕

疑惑を解明し、真実を明らかにしていく決意についてお尋ねがございました。

消費者庁が所管する公益通報者保護制度は、公益のために通報を行った行政機関の職員も保護するものでございます。このため、同制度が実効的に機能いたしますよう、全ての省庁において、制度の内容や通報窓口についての周知強化や、通報に関する秘密保持、通報者保護の徹底などの取組を進めてまいります。

平均的な損害の額の立証責任の所在についてお尋ねがございました。

消費者契約法第九条第一号における当該事業者に生ずべき平均的な損害の額及びこれを超える部分については、基本的には消費者が立証責任を負うものとされており、この立証責任を転換することについては、消費者委員会の消費者契約法専門調査会における検討ではコンセンサスが得られず、改正事項として提案されなかったものでございます。

第九条第一号の見直し時期についてお尋ねがございました。

今後は、裁判例の更なる調査、標準約款におけ

る損害賠償の額を予定する条項の作成過程に関する業界ヒアリングなどに取り組むことを考えております。

現時点で改正案を提出する時期を明言することはできませんけれども、できる限り速やかに検討を進めてまいります。

積み残しの課題に対応するスケジュールについてお尋ねがございました。

消費者委員会答申の付言において早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題とされた事項など積み残された課題につきましては、引き続き検討してまいります。こうした検討に際しては、被害事例や裁判例の分析などが必要と考えておりますけれども、できる限り速やかに取り組んでまいります。

消費者庁の徳島移転についてお尋ねがございました。

徳島における消費者行政新未来創造オフィスは、その取組により全国の消費者の利益に資する高い成果を創出し、消費者行政の発展、創造の拠点とするべく開設したものでございます。

消費者庁の徳島県への移転の在り方に関しては、平成三十一年度を目途に検証、見直しを行い、結論を得ることとしておりますけれども、いかなる場合においても消費者庁の機能が低下することがあつてはならないと考えております。

社会生活上の経験が乏しいことという要件と成年年齢引下げとの関係についてお尋ねがございました。

民法の成年年齢引下げの議論が進む中、若年者を中心に発生する消費者被害の救済策の充実が重要な課題となっており、消費者委員会では、若年者の消費者被害の救済を含めた、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型について検討がなされました。

本要件は、その検討等を踏まえ、こうした被害事例を適切に捉えるために法制化したものでござ

います。

社会生活上の経験が乏しい若年者の年齢についてお尋ねがございました。

本要件は、当該消費者における社会生活上の経験の積み重ねが、一般に、消費者契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないことを意味するものであり、年齢により定まるものではありません。

総じて社会生活上の経験の積み重ねが少ない若年者への適用には支障はありませんけれども、消費者が若年者でない場合にあっては、社会生活上の経験の積み重ねにおいてこれと同視すべき者は、年齢にかかわらず、本要件に該当し得るものでございます。

社会生活上の経験が乏しい経験の意味、具体例についてお尋ねがございました。

社会生活上の経験とは、社会生活上の出来事を実際に見たり聞いたり行ったりすることで積み重ねられる経験全般をいいます。

総じて社会生活上の経験の積み重ねが少ない若年者への適用には支障はありませんが、消費者が若年者でない場合であっても、社会生活上の経験の積み重ねにおいてこれと同視すべき者は、年齢にかかわらず、本要件に該当し得るものでございます。

例えば、就職活動中の学生の不安を知りつつ、このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要と告げ勧誘したような事例が対象となり得ます。

衆議院で修正されました靈感商法等と不安をおおる告知等との整合性についてお尋ねがございました。

一般に、取消し権の適用される範囲については、既に規定されている不没去、監禁と同様に、消費者に類型的に困惑をもたらす不当性の高い事業者の行為であつて、その内容に依りて必要要件を過不足なく規定したものであれば、具体的な

要件に差異があるとしても、整合性は問題とならないものと考えております。

消費者の取消し権に関する包括的な規定の必要性についてお尋ねがございました。

いわゆる付け込み型勧誘による被害につきましては、平成二十八年改正によりまして新設された過量契約の取消し権の規定や、本法律案により追加する不当な勧誘行為の規定等によって救済を図ることが出来る場合もございます。

もっとも、いわゆる付け込み型勧誘による被害の救済を広く図ることは重要な課題であり、被害事例や裁判例の分析等を進め、引き続き検討してまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 杉尾秀哉君。

〔杉尾秀哉君登壇、拍手〕

○杉尾秀哉君 立憲民主党・民友会の杉尾秀哉でございます。

ただいま議題となりました消費者契約法改正案について質問する前に、まず目下の政治情勢について伺います。

私は、テレビ報道の世界で長年歴代政権を取材してまいりましたが、この政権ほどひどい政権を見たことはありません。

新たに国会に提出された森友、加計文書、あれだけ、ない、ないと言いつつ続けた書類が、通常国会終盤になって次々と魔法のように現れ、それでも何事もなかったかのように重要法案が数の力によって相次いで成立させられようとしている現実。これはまさに議会への侮辱であり、議会制民主主義の否定そのものであります。

これらの文書さえあれば、とうの昔に真相究明がなされたはずが、何と一年以上も国会審議が浪費されました。この間、森友関連の質疑があった委員会、本会議は衆参合わせて四百五回、その全ての責任は政府・与党にあります。失われた時を返してください。

あからさまなうそをついてまで真実を隠し、国民が忘れるまで、なかったことにしよう、そんな意図が見え見えます。

最近、社会問題にもなっている日大アメフトの悪質タックル問題で、先日、渦中の日大選手が記者会見をしました。私も、大学時代、アメフト部に所属し、日本とも同じリーグで何度も戦いましたが、二十歳そこそこの学生が自らの責任を赤裸々に語る一方で、自己保身しているのとは見えないう指導者の姿に、責任を官僚に押し付けて逃げまくる我が国のリーダーの姿をダブらせて見た国民も少なくないのではないでしょうか。

そこで、菅官房長官に伺います。

森友文書改ざんと廃棄に手を染めた財務省のトップである麻生大臣、そして安倍総理の責任は果たしてなく重く、内閣総辞職以外に国民の行政への信頼回復の道はないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、福田大臣に伺います。

まず、冒頭申し上げますが、あなたは消費者担当大臣として不適格です。

就任以来、大臣は週刊誌のターゲットとなってきました。火のないところに煙は立たない。福田大臣をめぐる様々な報道。週刊誌に掲載された恥ずかしい写真や、異性関係のトラブルの数々。そして、関与が指摘された出資金詐欺では、裁判で大臣に対する賠償責任は否定されたものの、出資者に問題の事業への支援を呼びかけていたことが認められました。

この一事をもつてしても、消費者問題の担当大臣としてお任せできないと思いますが、大臣自身のお考えはいかがででしょうか。

さらに、大臣は、二〇一四年の解散・総選挙で、自民党報道局長としてテレビ局に圧力を加える文書を出しました。憲法で保障された言論表現の自由をどう考えているのでしょうか。

それでは、議題となつています消費者契約法について伺います。

本法案の衆議院の審議では、いわゆる困惑類型の追加に、それまで出てきていなかった、社会生活上の経験が乏しいという要件が唐突に書き加えられたことが最大の争点となりました。

そもそも、本法案は、前回の法改正では盛り込まれなかった、合理的な判断ができない事情を利用し、高齢者や若年成人などの知識、経験、判断力不足を不当に利用して、過大な不利益をもたらす契約をさせた場合の取消し権などが消費者委員会で検討課題でした。そこに、成人年齢の十八歳引下げに必要な対応が加わり、消費者契約法専門調査会で検討された事項を受けて法案が提出されました。

ところが、その専門調査会の議論では全く出てきていなかったこの要件が新たに付け加えられたことで、社会生活上の経験が乏しい若者の救済が中心となり、高齢者や障害者などが置き去りにされるのではないかと強い疑念が浮上。衆議院の審議では多くの委員や参考人からも削除を求める意見が相次ぎました。

しかし、修正協議を経ても、結局、この要件が削除されなかったのはいかなる理由があるのでしょうか。また、社会生活上の経験が乏しいとは、具体的にどのような事例について、どのような経験が乏しいことをいうのか、逆に、対象とならないのはどのような事例なのか、なるべく具体的にお答えください。

さらに、経験の有無という客観的要素はどう証明するのか。条文は余りに曖昧かつ抽象的で、限定的に解釈されかねません。

これらの指摘について、大臣は、衆議院本会議でもとむら議員の質問に対して、高齢者であつても契約の目的となるものや勧誘の態様との関係で本要件に該当する場合があると、このように答弁されましたが、なおこの答弁を維持されますでしょうか。

近年、結婚式場など、キャンセル料をめぐるトラブルが多発しています。これは、新郎新婦が慣

れていない、契約期間が長い、そして見積りが不透明など、様々な理由があります。ところが、業界のガイドラインを見ますと、三か月前にキャンセルしても二〇〇程度取られるのが普通のようにです。結婚式は一生に一度か、あるいは数少ない晴れ舞台、キャンセル料もおのずと高額になります。

こうしたキャンセル料は、現行の法律では平均的な損害額の立証責任が消費者側に課されており、本来は事業者側が立証すべきものです。このため、衆議院送付の附帯決議二では、消費者側の立証責任の負担軽減に向け早急に検討し、二年以内に必要な措置を講ずることを求めています。この附帯決議についての大臣自身の考えをお聞かせください。

先ほども述べましたように、本法案では、デパート商法や靈感商法などの困惑類型が追加されましたが、それでも判断力不足などを不当に利用して相手の弱みに付け込み過大な不利益をもたらす契約について幅広く消費者の取消し権を認める、いわゆるバスケットクローズ型の規定を設けるべきとの意見が根強くあります。

衆議院送付の附帯決議三でもその点が言及され、これも二年以内に必要な措置を講ずることとされていますが、大臣自身は、二年という期限を切つて包括的な受皿規定を設けることについてどのようにお考えでしょうか。

国民生活センターの統計を見ますと、二十歳を境に消費者被害の相談件数が急増します。特に、ローン、サラ金やエステ契約など、民法が変われば十八歳、十九歳が新たなターゲットになるおそれがあります。そこで、こうした被害に対する十分な対策が講じられているのか。また、今回の法改正でもカバーできる範囲は限られ、キャンセル料やマルチ商法の被害が救済されない可能性が指摘されていますが、いかがででしょうか。私は、長年テレビ報道の場に身を置き、様々な

悪徳商法や消費者被害の現場を取材し、放送してまいりました。悪いやつは眠らないという言葉がありすが、そうしたやからは次々に新車の口を繰り出し、消費者被害はまさにイタチごっこの状態です。

また、高齢者被害が増加する背景に、被害に遭つても相談する人がいない孤独な高齢者の姿があり、消費者被害に対する啓蒙啓発やPR活動と併せて、高齢者を孤立させないための施策が求められていゝと思ひます。

こうした点について、政府はどのような対策を取つてゐるのでしょうか。

最後に、衆議院消費者特の質疑を見ましても、政府側の答弁がふれたり、極めて抽象的な内容に終始するなど、国民にとつて極めて分かりにくい議論が続きました。また、消費者の救済範囲を狭めるような方向で答弁を修正しようとし、委員会が紛糾したこともありまゝした。こうしたことを見ても、消費者庁が真に国民の方を向いてゐるとは到底思へません。

事業者の側ではなく、あくまで弱い立場の消費者の側に立ち、そうした人たちを守るための充実した法案審議をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣福井照君登壇、拍手)

○国務大臣(福井照君) 杉尾議員にお答えをいたします。

担当大臣としての適格性についてお尋ねがございました。

お尋ねの裁判におきまして、控訴審である大阪高裁の判決では、私の発言が出資への誘因となつたとされておゐません。問題の事業について、私自身が出資を募つたことはありません。

今後は、誤解を招かぬよう緊張感を持ちながら、消費者及び食品安全担当大臣としての職責を果たしてまいりたいと存じてゐる次第でございます。

言論、表現の自由についてお尋ねがございました。

私自身の意見として、言論、表現の自由が尊重されなければならぬことは当然のことと考えておゐます。

なお、御指摘に係る文書が発出された後、党報道局から、我が党が報道の自由を尊重するといふ点は何ら変わりはありませんという文書が出されておゐり、党としても報道の自由を尊重する趣旨が明確にされてゐることも申し添へさせていただきます。

困惑類型への追加に関する社会生活上の経験が乏しいという要件についてお尋ねがございました。

社会生活上の経験が乏しいことからこの要件は、取消し権の適用される範囲につきまして、既に規定されてゐる不退去、監禁と同様に、消費者に典型的に困惑をもたらす不当性の高い事業者の行為を特定し、明確化するためのものでございませう。

仮に、本要件を置かなければ、本来、法が想定してゐない場合についてまで取消しが主張されてしまふおそれがございませう。こうしたことから、社会生活上の経験が乏しいことからこの要件を設けてゐるものでございませう。

社会生活上の経験が乏しいの要件に関する事例についてお尋ねがございました。

例えば、就職活動中の学生の不安を知りつつ、このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要と告げ勧誘したような事例が対象となり得ます。

社会生活上の経験とは、社会生活上の出来事を實際に見たり聞いたり行つたりすることで積み重ねられる経験全般をいひます。

経験が乏しくならない場合といたしましては、個別具体的事情にもよりますけれども、例えば、就労経験等が豊富な社会生活上の経験を十分に積み重ねた消費者が考えられます。

経験の有無の証明についてお尋ねがございました。

社会生活上の経験とは、社会生活上の出来事を實際に見たり聞いたり行つたりすることで積み重ねられる経験全般をいひます。

社会生活上の経験が乏しいに該当する者は若年者層がその中心であり、社会生活上の経験の積み重ねにおいてこれと同視すべき者を含むとはいへ、その範囲は、例えば、就労経験や他者との交流の有無等の客観的な事実を証明することによつて十分に判断が可能なるものでございませう。

社会生活上の経験が乏しいの要件に関する衆議院本会議での答弁を維持するかについてお尋ねがございました。

御指摘の答弁は、本要件は年齢によつて定まるものではなく、消費者が若年者でない場合であつても、社会生活上の経験の積み重ねにおいてこれと同視すべき者は該当し得るといふ趣旨で述べたものでございませう。

したがひまして、御指摘の答弁については、これを維持するものでございませう。

平均的な損害額の立証責任に関する衆議院の附帯決議についてお尋ねがございました。

今後は、衆議院の附帯決議の趣旨を十分尊重して、裁判例の更なる調査、標準約款における損害賠償の額を予定する条項の作成過程における業界ヒアリング等に取り組み、平均的な損害の額を法律上推定する規定を設けることに関する検討を進める限り速やかに進めてまいりませう。

また、推定規定を設けることに限らず、立証負担の軽減について引き続き検討を進めてまいりませう。

バスケットクローズ型の受皿規定の検討についてお尋ねがございました。

消費者契約法の各要件についてはできる限り明確に定める必要があり、取消し権に関する包括的な規定を設けるに際しては適用範囲の明確化が課題となります。

もつとも、いわゆる付け込み型勧誘による被害の救済を図ることは重要な課題であると考えておゐりまして、衆議院の附帯決議の趣旨を十分尊重して、被害事例や裁判例の分析等を進め、できる限り速やかに検討をしてまいりませう。

成人年齢の引下げに伴うローン、サラ金被害等についてお尋ねがございました。

消費者庁は、本改正案による制度整備に加え、成年年齢の引下げを見据へた環境整備として、消費者教育の充実、消費生活相談窓口の充実、周知、さらには厳正な法執行などに全力で取り組んでまいりませう。これらの総合的な対応を講じることににより、消費者被害の拡大防止が図られるものと考えておゐます。

また、先ほど趣旨を御説明させていただきました本改正案では、成年年齢引下げにも対応するものとして、不安をおおる告知や恋愛感情等に乘じた人間関係の濫用を取消しの対象となる不当な勧誘行為として追加しており、要件を満たす場合には、キヤッチセールスやマルチ商法等の被害にも対応できるものと考えておゐます。

高齢者被害の背景にある孤独な高齢者の問題についてお尋ねがございました。

高齢者の消費者被害の背景には、社会的孤立、認知力の低下などが潜んでゐることも多く、対応が遅れることで被害が拡大してゐる面があることから、地域社会で取り組む必要がありませう。

そのため、消費者庁では、消費者安全法に基づき、実際の見守り活動を行うために地方公共団体及び地域の関係者によつて組織される消費者安全確保地域協議会の構築を支援してまいりませう。あわせて、国民生活センターによる見守り新鮮情報の提供など、見守りを行う方にも活用しやすい注意喚起を実施してまいりませう。

消費者の側に立ち、守るための充実した法案審議についてお尋ねがございました。

法案審議に臨むに当たつては、消費者庁に対し十分な準備を行はせつつ、私自身も答弁内容を

しっかりと確認して万全を期してまいりたいと存じております。

また、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、諸課題にしっかりと取り組んでまいれる所存でございます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇、拍手)

○国務大臣(菅義偉君) 国会に提出された文書と行政への信頼回復についてお尋ねがありました。政府としては、行政をめぐる様々な問題が指摘され、国民から厳しい目が向けられていることを真摯に受け止め、必要な調査を徹底して行い、丁寧な説明を尽くしていくとともに、経済の再生や北朝鮮問題など、内外の諸課題への対応に全力で取り組み、信頼回復に努めていく所存であり、内閣総辞職は全く考えておりません。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 山添拓君。

(山添拓君登壇、拍手)

○山添拓君 日本共産党を代表して、消費者契約法の一部を改正する法律案について質問します。法案に先立ち、日を追うごとに明らかになる安倍政権のうそごまかしの数々について、改めて指摘しなければなりません。

財務省は、おととい、森友学園との九百五十ページに上る交渉記録を公表しました。佐川前理財局長が国会で廃棄済みと答弁したのに合わせて、決裁文書の改ざんと並行して廃棄を進めたといひます。悪質極まりない隠蔽です。

麻生財務大臣、まず、国民と国会に対し謝罪すべきではありませんか。

交渉記録には、安倍昭恵氏付きの職員だった谷査恵子氏が財務省理財局に問い合わせた状況として、国有地の賃料減額で優遇を受けられなかったと総理夫人に照会があり、当方からお問い合わせさせていたと記されています。昭恵氏の指示による問合せであることは疑いようがありません。

ん。これでも昭恵氏は関与していないと強弁するおつもりですか。

公文書改ざん、組織的隠蔽、虚偽答弁、事務次官のセクハラ、民主政治の根幹を揺るがし、個人の尊厳を否定する事態が次々明らかになっていきます。いずれも麻生大臣の下での疑惑と不祥事です。大臣は、それでも辞任する必要はないと開き直るつもりですか。

安倍政権で続発する重大疑惑の徹底究明こそ、国会に求められる最優先の課題です。働かせ方大改悪の一括法や、TPP、カジノ実施法など、悪法の強行に暴走するなど言語道断であることを指摘し、以下、法案について質問します。

悪質な勧誘や不当な契約から消費者を守るための包括的なルールとして制定されたのが、消費者契約法です。今度の法改正は、二〇一六年の改正で積み残しとなった検討課題について、必要な措置を講ずるとした衆参の附帯決議に基づくものであり、消費者団体や日弁連などが粘り強く求めてきました。

一方、安倍総理は今国会の施政方針演説において、成人年齢を十八歳に引き下げる中で、消費者契約法を改正し、若者などを狙った悪質商法の被害を防ぎますと述べました。民法改正で成人年齢が引き下げられれば、十八歳、十九歳の若者が親の同意なしに高額な買物や借金やクレジットカードの利用ができるようになる一方、未成年者であるというだけで取消しができる未成年者取消し権がなくなります。

ところが、本法案による新たな契約取消し権は、不当な勧誘行為による契約などに限られ、若年層の保護として全く不十分です。上川法務大臣は、本法案が、十八歳、十九歳から未成年者取消し権を奪う代償措置となるともお考えなのですか。

例えば、国民生活センターによれば、マルチ商法の相談件数は、二十歳から二十二歳が、十八歳、十九歳の十二・三倍、フリーローン、サラ金

の相談件数は十一・三倍とされ、二十歳を境に明らかに増加しています。未成年者取消し権が、消費者被害から未成年者を保護する最大の防波堤となってきたことをどう認識していますか。法務大臣、お答えください。

十八歳、十九歳の未成年者取消し権が奪われれば、この世代の消費者被害が拡大することは目に見えており、防止のための施策が必要です。悪徳業者による悪質な勧誘や不当な契約は、手を替え品を替え行われます。被害が増加した一部の類型をその都度加えるのではなく、幅広い受皿となる取消し権が必要です。事業者が消費者の判断力、知識、経験等の不足に付け込んで締結させた契約について包括的な取消し権を設定する消費者契約法の改正が必要ではありませんか。

また、特定商取引法、割賦販売法、貸金業法を改正し、若年者を対象とする勧誘や資力要件とその確認方法の厳格化、キャッシングにおける総量規制などを設けるべきと考えます。

以上、消費者保護の観点から福井大臣の見解を求めます。

未成年者取消し権に代わる施策とは言い難い本法案には、更に重大な懸念があります。本法案には、新たに契約取消しができる場合として、過大な不安をおおった契約や恋愛感情等人間関係を濫用した契約を追加しました。その要件に社会生活上の経験が乏しいという文言を追加したことが、国会内外で厳しく批判されています。

福井大臣に伺います。この要件は、主体を若年層に限定する趣旨ですか。こうした類型の被害は専ら若年層だけで問題になるとお考えですか。

社会生活上の経験が乏しいという文言では、通常は若年者しか含まれません。一方で、高齢者や中高年の勤労者で社会生活上の経験がある者でも、精神的なこばいやうつ病などのために判断力を失い、いかにわしい精神セミナーや再就職セミナーに勧誘されるケースは十分にあり得ます。し

かし、大臣が幾ら中高年も含まれると言ひ、解説や事例集で対応しようとしても、法律に社会生活上の経験が乏しいと書き込めば、裁判などの実務において消費者が保護される保障はありません。だからこそ、この文言自体の削除が求められ、また次善策として衆議院で修正提案がなされたのではありませんか。

衆議院における修正は、新たに高齢や心身の故障による判断力の低下を利用して不安をおおった契約や、いわゆる靈感商法について追加して定めました。この下でも、社会生活上の経験が乏しいという文言は若年層に限られないという衆議院での答弁に変わりはありませんか。お答えください。

そもそも、政府が社会生活上の経験が乏しいと要件を追加したのは、いつ、誰の判断によるものですか。本年一月二十二日、安倍首相が施政方針演説で、成人年齢の引下げと消費者契約法改正とをリンクさせて述べたのを受け、首相発言に合わせるために追加したのではありませんか。

この点に関わる衆議院の審議で、大臣が自らの答弁の修正と撤回を繰り返すという混乱が生じました。社会生活上の経験が乏しいという要件にあくまで固執するために、この文言に高齢者も含まれるとしたり、含まれないとしたり、本会議答弁を委員会では修正しようとしていたり、まさに迷走です。余りにも場当たり的ではありませんか。消費者委員会での議論もなくこの文言を追加したことこそが大きな混乱を招いているという認識をお持ちですか。

以上、福井大臣の答弁を求めます。内閣府の二〇一三年の調査によれば、十八歳、十九歳の若者が親の同意なく一人で高額な商品を購入するなどの契約ができるようにすることに、反対、どちらかといえば反対の合計は七九・四％に上ります。

成人年齢の引下げを議論した二〇〇九年法制審議会の最終報告では、法整備に関して、若者の自

立を促すような施策、消費者被害の拡大のおそれ
を解決する施策が実現されること、これらの施策
の効果が十分に発揮されること、施策の効果が国
民の意識として現れることという三つのハードル
をクリアするよう求めています。上川大臣は、こ
れらのハードルが既にクリアされたと認識してい
るのですか。

若者の自己決定権を尊重することは当然です。
しかし、必要な保護まで奪うべきではありません。
ん。高校を卒業し、進学や就職によって初めて社
会へと歩みを進める十八歳、十九歳の消費者被害
を防止する、包括的で実効性のある施策が求めら
れることを改めて指摘をして、質問を終わしま
す。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣福井照君登壇、拍手〕

○国務大臣(福井照君) 山添議員にお答えをいた
します。

いわゆる付け込み型勧誘に対する取消し権の設
定等の法整備の必要性についてお尋ねがございま
した。

消費者契約法については、付け込み型勧誘によ
る被害の救済を広く図ることは重要な課題であ
り、被害事例や裁判例の分析等を進め、引き続き
検討してまいりたいと考えております。

その他の法令につきましても、現行の制度にお
ける対応を着実に実施するとともに、必要に應じ
て更なる対応を検討してまいります。

社会生活上の経験が乏しいという要件の主体に
ついてお尋ねがございました。

消費者が若年者でない場合であっても、社会生
活上の経験の積み重ねにおいてこれと同視するべ
き者は、年齢にかかわらず、本要件に該当し得る
ものであり、取消し権を行使する主体を若者に限
定する趣旨ではありません。

また、こうした類型の被害は、専ら若年層だけ
で問題になると考えているものでもありません。
社会生活上の経験が乏しいという文言について

お尋ねがございました。

この要件は年齢によって定まるものではなく、
社会生活上の経験の積み重ねが契約を締結するか
否かの判断を適切に行うために必要な程度に至つ
ていないような消費者であれば、若年者であつて
も中高年者であっても救済され得るものでござい
ます。

したがって、御指摘のような点は当たらないと
考えてございます。

社会生活上の経験が乏しいという文言が若年者
に限られないのかという点についてお尋ねがござ
いました。

社会生活上の経験が乏しいことという要件は、
年齢によって定まるものではありません。この説
明は、衆議院での説明から変わるものではござい
ません。

社会生活上の経験が乏しいを追加した経緯につ
いてお尋ねがございました。

消費者契約法専門調査会では、知識、経験の不
足など、合理的な判断をすることができないよう
な事情に付け込む被害事例について検討が行わ
れ、その上で、できる限り客観的な要件をもつて
明確に定める必要があるものとして、昨年八月に
報告書が取りまとめられた次第でございます。

本要件は、この報告書が政府内における法制的
な見地から更なる検討を行うものとされていたこ
と等を踏まえ、政府部内における原案作成過程で
加えられたものでございます。

いずれにせよ、本要件は、総理の施政方針演説
を受け追加したものではありません。

社会生活上の経験が乏しいことからの要件と
衆議院での答弁に関するお尋ねがございました。

社会生活上の経験が乏しいという要件は、当該
消費者における社会生活上の経験の積み重ねが、
一般に、消費者契約を締結するか否かの判断を適
切に行うために必要な程度に至っていないことを
意味するものでございます。

したがって、本要件は年齢を要件とするもので

はなく、総じて社会生活上の経験の積み重ねが少
ない若年者への適用には支障はなく、また、消費
者が若年者でない場合であっても、社会生活上の
経験の積み重ねにおいてこれと同視すべき者は、
本要件に該当し得るものでございます。

衆議院における答弁は、いずれもこのような趣
旨で述べたものであり、矛盾するものではないと
考えております。

社会生活上の経験が乏しいことからの文言を追
加したことが混乱を招いているという認識を持っ
ているかというお尋ねがございました。

社会生活上の経験が乏しいことからの要件
は、取消し権の適用される範囲について、既に規
定されている不退去、監禁と同様に、消費者に類
型的に困惑をもたらす不当性の高い事業者の行為
を特定し、明確化するものでございます。

なお、衆議院での審議におきまして、私の誤つ
た答弁及び消費者庁の不適切な対応によりまして
審議の混乱をもたらしてしまったことにつきまし
ては、真摯におわびを申し上げたいと存じており
ます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 山添議員から、森友学
園への国有地貸付け、売却等について計三問お尋
ねがっております。

まず、森友学園との交渉記録の廃棄についての
お尋ねがありました。

職員の手控えなどとして残されておりました交
渉記録につきましては、国会答弁との関係で、昨
年二月以降、廃棄が進められていたという報告を
受けております。

このような状況は適切なものではありません。
私といたしまして、深くおわびを申し上げま
す。

次に、森友学園への国有地の貸付け、売却への
総理夫人の関与についてのお尋ねがありました。
今般、国会に提出した交渉記録の中には、夫人

付きが財務省職員への問い合わせ内容に関する
記録や、森友学園側が夫人の名前を出していたこ
とが記述されている記録がありますが、交渉記録
全体を見れば、総理夫人との関係で不当に森友学
園に譲歩した事実は見受けられないと考えており
ます。

本件土地の処分につきましては、これまで国会
会で説明をさせていただいておりますとおり、校
舎の建設工事が進む中、新たな地下埋設物が発見
されております。相手側から損害賠償請求のおそ
れがあるなど、切迫した状況の中で行われたもの
であり、ぎりぎりの対応であったと考えておりま
す。

最後に、森友問題やセクハラ問題に関する私の
責任についてのお尋ねがありました。

文書の書換えなどの一連の問題行為は、これは
極めてゆゆしきことなのであつて、誠に遺憾であ
ります。調査を尽くしました上で、関係者の処分
を含め、必要な対応を行つてまいりたいと思つて
おります。

また、前事務次官のセクハラ問題についても、
これは甚だ遺憾であり、今後、セクハラ、パワハ
ラを許さない組織文化を徹底してまいりたいと思
っております。

その上で、再発防止、信頼回復に向けて全力で
取り組むことにより、大臣としての職責を果たし
ていきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣上川陽子君登壇、拍手〕

○国務大臣(上川陽子君) 山添議員にお答え申
上げます。

まず、本法律案が十八歳、十九歳の未成年者取
消し権を奪う代償措置となるのかについてお尋ね
がありました。

成年年齢を引き下げた場合には、十八歳、十九
歳の者は未成年者取消し権による保護を受けるこ
とができなくなります。そのため、若年者の消費
者被害への対策が必要となりますが、他方で、こ
れらの者に対して一律に未成年者と同等の保護を

与えた場合には、若年者の社会参加を促し、その自立を促すという成年年齢の引下げの意義を大きく減殺するものと考えられます。

そこで、若年者の消費者被害への対策としては、消費者教育により自立した判断力を育てることが重要であり、その上で、消費者に自己責任を求めることが適切でない悪質な勧誘行為が行われた場合等を対象として、取消し権等の制度的な保護を与えることが適切であると考えております。

今般の消費者契約法の改正によって追加される不安をおおる告知や人間関係の濫用によって締結された消費者契約に関する取消し権は、若年者を中心に発生している消費者被害事例を念頭に置いたものであり、消費者教育の充実等の他の施策と相まって、十分な消費者被害への対策となるものと考えております。

次に、未成年者取消し権が果たしてきた未成年者を保護する役割への認識についてお尋ねがあります。

未成年者取消し権は、未成年者の保護を図るためのものであり、御指摘のとおり、未成年者の消費者被害を防ぐ役割を果たしてきたものと考えております。

成年年齢を引き下げた場合には、十八歳、十九歳の者は、未成年であることを理由として契約を取り消すことができなくなります。このため、先ほど申し上げましたとおり、若年者の消費者被害への対策が必要となりますが、今般の消費者契約法の改正は、消費者教育等の他の施策と相まって、十分な消費者被害への対策となるものと考えております。

最後に、法制審議会の最終報告書での指摘がクリアされたことと認識しているかとお尋ねがありました。

これまで、政府としては、消費者被害の拡大を防止するために各種の施策に取り組んでまいりました。

例えば、教育の面からは、平成二十年及び二十

一年の学習指導要領の改訂により、消費者教育、法教育、金融経済教育等の充実が図られ、現在の高校生は既に改訂後の学習指導要領に基づく教育を受けています。

ただいま議題となっている消費者契約法の一部を改正する法律案も、消費者被害の拡大の防止に資するものです。

また、若年者の自立を促すような施策については、例えばキャリア教育などのキャリア形成に対する支援や、教育現場へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の推進、相談窓口の充実といった施策に取り組んでまいりました。

法務省としては、これらの施策が相応の効果を上げ、国民にも浸透していると考えており、法制審議会の最終報告書で掲げられた三つの条件をクリアしているものと考え、今般、国会の判断を仰ぐために民法の一部を改正する法律案を提出したものです。

環境整備のための施策については、今後も省庁横断的に更に充実強化を図る必要があると考えています。政府としては、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催し、平成三十四年四月一日の施行日に向けて工程表を作成した上で全体的な進捗管理を行っていくこととしており、施行日までにこれらの施策が十分な効果を発揮し、国民の理解が得られるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 片山大介君。

〔片山大介君登壇、拍手〕

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。消費者契約法の一部を改正する法律案について、我が党を代表して質問をいたします。

全国の消費生活センターなどに寄せられた、おとしし、平成二十八年の消費生活相談件数は八十八・七万件と、依然として高い水準で推移し、年

間の被害額は四・八兆円と推計されます。そのような状況に加え、成年年齢を十八歳に引き下げる民法改正案が成立した場合には、親の同意なく契約行為が可能となる十八、十九歳の消費者被害の増加が懸念されます。本改正案は、こうした消費者被害の防止に向け、規制の対象を広げるものと理解しています。しかしながら、内容については疑問も残ります。

去年、消費者委員会の消費者契約法専門調査会から提出された報告書を踏まえ、消費者委員会は、速やかに改正法案を策定し、国会に提出することが適当であるという旨の答申、いわゆる二次答申を行っております。しかし、本改正案は、報告書の趣旨を踏まえているとは言えないところがあります。報告書と異なる内容となった背景や理由について、まず消費者担当大臣、お答えください。

そして、ここからは具体的な点について伺います。

まず、不当勧誘に対する契約取消しについてです。事業者の不当な勧誘行為によって消費者が困惑して締結した契約を取消しできるケースとして、消費者自身の社会生活上の経験が乏しいことを要件とし、その上で、不安をおおる告知、そして恋愛感情等に乘じた人間関係の濫用の二つの勧誘行為が追加されます。

この要件は、その言葉から、若年層の被害救済に重点が置かれたものと捉えることができますが、加齢などにより判断能力が低下した高齢者や障害者等の被害に対しても適用対象とされるのが文言からは読み取りにくい内容となっております。消費者庁の統計でも、認知症など的高齢者に関する相談件数は、この十年の推移で見ると、依然として高水準にあると報告されています。障害者等についても同様の傾向が見られます。

平成二十六年八月に総理から消費者委員会への諮問の内容は、情報通信技術の発達や高齢化の進

展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討するよう求めたもので、若年層対策というよりは、むしろ高齢者の被害防止対策を中心に見直すものと読めます。

今回、衆議院での修正によって、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから過大な不安を抱いている消費者の不安を事業者がおおって、消費者が困惑して締結した契約を取り消し得る旨が追加されました。

この追加にはもちろん賛成ですが、著しい判断能力の低下に係る具体的な基準というのは今後どう考えていくのか、消費者担当大臣の見解をお答えください。

また、本改正案で追加される取消し権も含め、どのような広報を展開し、事業者そして消費者双方に周知を図っていくのか、その方針も併せてお答えください。

そして、不安をおおる告知について言えば、消費者が過大な不安を抱いていると事業者が知っていたことを消費者側で立証しなければならぬとされています。でも、これを消費者が立証するのは困難なのではないでしょうか。

悪質な手口により契約を締結してしまえば後悔や自責にさいなまれる消費者に対し、更に追い打ちを掛けるように立証責任を求めるということは、消費者保護の理念と逆行しているようにも考えられます。消費者担当大臣の御所見をお伺いいたします。

続いて、いわゆるキャンセル料について質問いたします。

現行の消費者契約法では、解約時に事業者の平均的損害額を超える請求をされた場合は無効とされていますが、平均的な損害額の立証は、こちらも事業者ではなく、消費者側に求められています。しかし、立証が必要となる資料は事業者側にあるものなので、立証が困難なのが実情です。

このため、専門調査会報告書では、事業の内容

が似ている同種の事業者での平均的な損害額を消費者が立証すれば、当該事業者が生ずべき平均的な損害額と推定する規定を設けることが提案されましたが、本改正案にはこの内容は反映されていません。

それに、たとえこの推定規定が導入されたとしても、立証に当たっては、消費者は複数の事業者の損害の額について資料を収集しなければなりません。それでは、依然として立証の困難性は改善されないのではないでしょうか。

立証責任を消費者ではなく事業者に負わせることも検討の余地があると思いますが、消費者担当大臣の御所見をお伺いします。

次に、事業者に新たに課される努力義務について質問いたします。

消費者契約法では、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としていることから、消費者保護と事業活動の円滑化が両立されることが必要です。

今回の改正案では、事業者の努力義務として、消費者契約の条項について、解釈に疑義が生じない明確で分かりやすいものにすることや、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供しなければならないとしています。

衆議院での附帯決議において、年齢、生活の状況及び財産の状況についても考慮する要素として検討を行うことを求めています。努力義務にとどめている以上、実効性は十分に担保されないのではなからうか。消費者担当大臣の見解についてお答えください。

次に、今回の改正に盛り込まれなかった、合理的な判断をすることができない事情を利用した、いわゆる付け込み型勧誘による契約の取消し権についてお伺いします。

高齢者、若年者、障害者などが、知識、経験、判断力の不足に付け込まれ、過大な不利益をもたらす契約を締結してしまう事例が後を絶ちませ

ん。このように合理的な判断をすることができない事情を利用した、いわゆる付け込み型勧誘による契約の取消し権を導入することは喫緊の課題と言えます。

専門調査会で合意が困難であった理由と、今後の速やかな検討の必要性について、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

現在、本改正案と並行して、民法改正による成年年齢に引下げの議論が行われています。消費者保護は、本人の意思で契約を結ぶことができる年齢を下げるに当たり重要なポイントとなっていることは言うまでもありません。しかし、本改正案においては、限られた要件を満たした場合の取消し権しか盛り込まれていません。

民法改正法案が可決されますと、成年年齢は四年後、平成三十四年には十八歳に引き下げられます。それまでの間に追加的な消費者保護施策を進めるべきではないでしょうか。

その他、消費者ニーズに応じた広報活動や消費者教育の充実など、成年年齢の引下げまでの対応方針について、消費者担当大臣、お答え願います。

日本維新の会は、消費者契約法を、若年層から高齢者まで広く消費者を守るものとするともに、分かりやすいものとするためにも、今後とも努力することをお約束して、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣 福井照君 登壇、拍手)

○国務大臣 福井照君 片山議員にお答えをいたします。

法案の内容と報告書の趣旨との関係に関するお尋ねがございました。

本法律案は、消費者委員会の答申で法改正を行うべきとされた事項について、その趣旨を尊重しつつ、法制的な見地から検討を行い、策定したものでございます。

また、答申書の付言等につきましては、重要な

課題であると考えており、引き続き検討をしてまいる所存でございます。

衆議院での修正により追加された類型等に関するお尋ねがございました。

お尋ねの著しい判断力の低下等の要件は、衆議院での議員提案により追加されたものであるため、その判断基準等については、本法が成立した場合においては、国会での議論により明らかになるものと考えております。

また、本法が成立した場合には、衆議院で追加された部分を含め、本改正案の内容を逐条解説で分かりやすく説明するとともに、説明会の開催等により、消費者、消費者団体、消費生活相談員、事業者団体を始め、周知を徹底してまいる所存でございます。

不安をおぼる告知の消費者の立証責任についてお尋ねがございました。

事業者は、契約締結過程における当事者間のやり取りにより、消費者の不安を認識することができると考えられますので、消費者は、事業者が勧誘時に用いた資料や消費者が提出したアンケート用紙等により、事業者が消費者の過大な不安を知っていたことを主張、立証することが可能と考えております。

また、消費生活センターに同一事業者の相談が多数存在し、消費者の過大な不安に付け込むような手口が現れていることを、センターの相談記録により主張、立証することも考えられます。

したがって、御指摘の規定は、消費者保護の理念に反するとは言えないものと考えております。

キャンセル料に係る損害額の立証責任についてお尋ねがございました。

平均的な損害の額の立証責任を転換することについては、消費者委員会における検討ではコンセンサスが得られず、改正事項として提案されなかったものと承知をしております。

消費者による平均的な損害の額の立証が困難な

場合もあると考えられますことから、立証に関する規律の在り方について引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

事業者の努力義務についてお尋ねがございました。

第三条第一項の規定は、事業者の努力義務であるものの、抽象的な義務ではなく、契約を締結する局面における具体的な義務を規定していることに意義がございました。

また、情報提供に関する努力義務の規定は、例えば、事業者が信義則上の情報提供義務違反を理由として損害賠償義務を負うか否かが争われるような事案において考慮され得るという意義を有しております。

付け込み型勧誘による契約の取消し権についてお尋ねがございました。

判断力の不足等に付け込む勧誘が行われた場合の消費者の取消し権については、消費者委員会の検討において、要件の明確化が課題として指摘される等の議論があり、法改正事項として提案されるには至りませんでした。

もっとも、いわゆる付け込み型勧誘による被害の救済を図ることは重要な課題であると考えており、消費者委員会答申も踏まえ、被害事例や裁判例の分析等を進め、引き続き検討をしてまいりたいと思っております。

民法改正に伴う消費者保護施策についてお尋ねがございました。

消費者庁は、本改正案による制度整備に加えまして、成年年齢の引下げを見据えた環境整備として、消費者教育の充実、消費生活相談窓口の充実、周知、さらには厳正な法執行など、総合的な対応に全力で取り組んでまいります。

特に、消費者教育の充実につきましては、文部科学省等の関係省庁と連携し、二〇一八年度から二〇二〇年度までの三年間を集中強化期間とするアクションプログラムを決定したところでございます。

また、成年年齢引下げの実施までの間にも、若年者の消費者被害の状況等の把握に努め、必要に応じ、社会経済情勢の変化等も踏まえつつ、追加的な消費者保護施策を講じてまいりる所存でございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長長浜博行君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔長浜博行君登壇、拍手〕

○長浜博行君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の意義及び効果、インフラシステムの海外展開の現状と今後の取組方針、相手国、競合国の動向に留意した対応の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山添拓委員より本法律案に反対

する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百十五

反対

十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案

日程第三 地域再生法の一部を改正する法律案

〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長植芳文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔植芳文君登壇、拍手〕

○植芳文君 たいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本方針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度の在り方、東京二十三区内の大学の学部収容定員を抑制する必要性及び効果、地域における若者の雇用機会の創出に向けた具体的取組、企業の本社機能の地方移転が進まない理由、地域来訪者等利便増進活動の普及促進策、商店街活性化支援に係る政府の取組等について質疑が行われたほか、地域若者修学就業促進法案について、文教科学委員会との連合審査会を開会いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

両法律案について質疑を終局した後、希望の会(自由・市民)の山本委員より、地域若者修学就業

促進法案に対し、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度等に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より、地域若者修学就業促進法案の原案に反対、修正案に賛成並びに地域再生法改正案に反対、希望の会(自由・市民)の山本委員より、地域若者修学就業促進法案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、山本委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

まず、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

百八十二

反対

四十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、地域再生法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百八

反対

二十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第四 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長竹谷とし子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔竹谷とし子君登壇、拍手〕

○竹谷とし子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、総務省統計局及び独立行政法人統計センター等に現地視察を行うとともに、統計改革の背景と意義、公的統計における正確性、信頼性確保の必要性、統計データの提供対象拡大と情報の適正管理、国、地方を通じた統計人材の育成確保策、経済社会情勢の変化に応じた統計整備の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。
討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百十五

反対

十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第五 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科科学委員長高階恵美子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高階恵美子君登壇、拍手〕

○高階恵美子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて、その内容を記録した電磁的記録である教材、いわゆるデジタル教科書を使用することができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、デジタル教科書を導入する意義、学校においてICT環境を一層整備する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百二十九

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第六 森林経営管理法

日程第七 独立行政法人農林漁業信用基金法の

一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長岩井茂樹君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩井茂樹君登壇、拍手〕

○岩井茂樹君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、森林経営管理法は、地域森林計画の対象とする森林について、市町村が経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講じようとするものであります。

次に、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案は、農林漁業信用基金の業務として森林経営管理法第四十六条の規定による支援業務を追加するとともに、同基金が行う債務の保

証の対象者を拡大する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、森林経営管理法における市町村の役割と運用実務、農林漁業信用基金法改正の趣旨、森林環境譲与税の配分及び使途の在り方、国産材の需要拡大策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より両法律案に反対、希望の会(自由・社民)を代表して森委員より森林経営管理法に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、森林経営管理法に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

まず、森林経営管理法の採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 二百十二
反対 十八
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九
賛成 二百十五
反対 十四
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長	議員
伊達 忠一君	郡 司 彰君	高木 かつり君
		新妻 秀規君
		片山 大介君
		里見 隆治君
		石井 苗子君
		三浦 信祐君
		小川 克巳君
		高瀬 弘美君
		河野 義博君
		石田 昌宏君
		儀間 光男君

平木 大作君	伊達 忠一君
大沼みづほ君	郡 司 彰君
竹内 真二君	
小野田紀美君	
伊藤 孝江君	
熊野 正士君	
清水 貴之君	
佐々木さやか君	
宮崎 勝君	
藤巻 健史君	
杉 久武君	

秋野 公造君	竹谷とし子君
石川 博崇君	石井 正弘君
井原 巧君	浅田 均君
石井 章君	横山 信一君
谷合 正明君	矢倉 克夫君
若松 謙維君	水落 敏榮君
片山虎之助君	東 徹君
室井 邦彦君	浜田 昌良君
山本 香苗君	山本 博司君
西田 実仁君	山口那津男君
魚住裕一郎君	中川 雅治君
上月 良祐君	高橋 克法君
長峯 誠君	堀井 巖君
山下 雄平君	自見はなこ君
こやり隆史君	佐藤 啓君
進藤金日子君	徳茂 雅之君
中西 哲君	今井絵理子君
朝日健太郎君	青山 繁晴君
足立 敏之君	和田 政宗君
古賀友一郎君	太田 房江君
大野 泰正君	北村 経夫君
酒井 庸行君	島田 三郎君
島村 大君	高野光二郎君
大家 敏志君	中西 健治君
赤池 誠章君	江島 潔君
渡辺 猛之君	三原じゅん子君
藤川 政人君	長谷川 岳君
末松 信介君	磯崎 陽輔君
牧野たかお君	平野 達男君
石井 準一君	松村 祥史君
山本 順三君	林 芳正君
衛藤 晟一君	藤井 基之君
山谷えり子君	山本 一太君
武見 敬三君	岡田 直樹君
吉田 博美君	山田 修路君
元榮太一郎君	山口 和之君
平山佐知子君	伊波 洋一君
松川 るい君	藤木 眞也君

宮島 喜文君	渡辺 喜美君
藤末 健三君	糸数 慶子君
渡辺美知太郎君	山田 宏君
そのだ修光君	井上 義行君
阿達 雅志君	渡邊 美樹君
滝沢 求君	滝波 宏文君
柘植 芳文君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
二之湯武史君	羽生田 俊君
高階恵美子君	中西 祐介君
宇都 隆史君	上野 通子君
岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君
石井 浩郎君	青木 一彦君
関口 昌一君	西田 昌司君
二之湯 智君	野村 哲郎君
松下 新平君	福岡 資廣君
猪口 邦子君	橋本 聖子君
愛知 治郎君	宮沢 洋一君
岡田 広君	有村 治子君
金子原二郎君	鶴保 庸介君
柳本 卓治君	木村 義雄君
溝手 顕正君	薬師寺ちよ君
野田 国義君	行田 邦子君
木戸口英司君	伊藤 孝恵君
アントニオ猪木君	松沢 成文君
中山 恭子君	山本 太郎君
浜口 誠君	吉川ゆうみ君
森屋 宏君	宮本 周司君
青木 愛君	森本 真治君
馬場 成志君	舞立 昇治君
三木 亨君	三宅 伸吾君
森 ゆうこ君	福島みづほ君
石上 俊雄君	浜野 喜史君
森 まさこ君	山田 俊男君
丸山 和也君	丸川 珠代君
田名部匡代君	大野 元裕君
大島九州男君	足立 信也君
石井みどり君	佐藤 信秋君

議長の報告事項			議長の報告事項		
古川 俊治君	中野 正志君	国務大臣	古川 俊治君	中野 正志君	国務大臣
羽田雄一郎君	長浜 博行君	(内閣府特命担当大臣)地方創生)	羽田雄一郎君	長浜 博行君	(内閣府特命担当大臣)地方創生)
小林 正夫君	徳永 エリ君	国務大臣	小林 正夫君	徳永 エリ君	国務大臣
山崎 正昭君	尾辻 秀久君	(内閣府特命担当大臣)消費者及び食品安全)	山崎 正昭君	尾辻 秀久君	(内閣府特命担当大臣)消費者及び食品安全)
中曽根弘文君	山東 昭子君	副大臣	中曽根弘文君	山東 昭子君	副大臣
大塚 耕平君	舟山 康江君	内閣府副大臣	大塚 耕平君	舟山 康江君	内閣府副大臣
矢田わか子君	宮沢 由佳君		矢田わか子君	宮沢 由佳君	
杉尾 秀哉君	山添 拓君		杉尾 秀哉君	山添 拓君	
真山 勇一君	小西 洋之君		真山 勇一君	小西 洋之君	
武田 良介君	磯崎 哲史君		武田 良介君	磯崎 哲史君	
吉川 沙織君	斎藤 嘉隆君		吉川 沙織君	斎藤 嘉隆君	
岩瀬 友君	川合 孝典君		岩瀬 友君	川合 孝典君	
石橋 通宏君	有田 芳生君		石橋 通宏君	有田 芳生君	
難波 奨二君	牧山ひろえ君		難波 奨二君	牧山ひろえ君	
吉良よし子君	倉林 明子君		吉良よし子君	倉林 明子君	
藤田 幸久君	川田 龍平君		藤田 幸久君	川田 龍平君	
風間 直樹君	江崎 孝君		風間 直樹君	江崎 孝君	
相原久美子君	紙 智子君		相原久美子君	紙 智子君	
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君		辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	
櫻井 充君	白 眞勲君		櫻井 充君	白 眞勲君	
那谷屋正義君	蓮 舫君		那谷屋正義君	蓮 舫君	
芝 博一君	大門実紀史君		芝 博一君	大門実紀史君	
井上 哲士君	田村 智子君		井上 哲士君	田村 智子君	
榛葉賀津也君	柳田 稔君		榛葉賀津也君	柳田 稔君	
小川 敏夫君	小川 勝也君		小川 敏夫君	小川 勝也君	
福山 哲郎君	神本美恵子君		福山 哲郎君	神本美恵子君	
鉢呂 吉雄君	山下 芳生君		鉢呂 吉雄君	山下 芳生君	
市田 忠義君	小池 晃君		市田 忠義君	小池 晃君	
財務大臣 麻生 太郎君			財務大臣 麻生 太郎君		
総務大臣 野田 聖子君			総務大臣 野田 聖子君		
法務大臣 上川 陽子君			法務大臣 上川 陽子君		
文部科学大臣 林 芳正君			文部科学大臣 林 芳正君		
農林水産大臣 齋藤 健君			農林水産大臣 齋藤 健君		
国土交通大臣 石井 啓一君			国土交通大臣 石井 啓一君		
国務大臣 (内閣官房長官) 菅 義偉君			国務大臣 (内閣官房長官) 菅 義偉君		
議長報告事項			議長報告事項		
一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
外交防衛委員			外交防衛委員		
佐藤 正久君	補欠 徳茂 雅之君	辞任 佐藤 正久君	佐藤 正久君	補欠 徳茂 雅之君	辞任 佐藤 正久君
財政金融委員	徳茂 雅之君	辞任 徳茂 雅之君	財政金融委員	徳茂 雅之君	辞任 徳茂 雅之君
文教科学委員	松川 るい君	辞任 松川 るい君	文教科学委員	松川 るい君	辞任 松川 るい君
農林水産委員	足立 敏之君	辞任 足立 敏之君	農林水産委員	足立 敏之君	辞任 足立 敏之君
経済産業委員	山田 俊男君	辞任 山田 俊男君	経済産業委員	山田 俊男君	辞任 山田 俊男君
国土交通委員	朝日健太郎君	辞任 朝日健太郎君	国土交通委員	朝日健太郎君	辞任 朝日健太郎君
環境委員	渡辺 猛之君	辞任 渡辺 猛之君	環境委員	渡辺 猛之君	辞任 渡辺 猛之君
行政監視委員会	渡辺 猛之君	辞任 渡辺 猛之君	行政監視委員会	渡辺 猛之君	辞任 渡辺 猛之君
理事 渡辺 猛之君	補欠 渡辺 猛之君	辞任 渡辺 猛之君	理事 渡辺 猛之君	補欠 渡辺 猛之君	辞任 渡辺 猛之君
理事 魚住裕一郎君	補欠 魚住裕一郎君	辞任 魚住裕一郎君	理事 魚住裕一郎君	補欠 魚住裕一郎君	辞任 魚住裕一郎君
理事 難波 奨二君	補欠 難波 奨二君	辞任 難波 奨二君	理事 難波 奨二君	補欠 難波 奨二君	辞任 難波 奨二君
理事 倉林 明子君	補欠 倉林 明子君	辞任 倉林 明子君	理事 倉林 明子君	補欠 倉林 明子君	辞任 倉林 明子君
理事 清水 貴之君	補欠 清水 貴之君	辞任 清水 貴之君	理事 清水 貴之君	補欠 清水 貴之君	辞任 清水 貴之君
同日憲法審査会において選任した幹事は次のとおりである。			同日憲法審査会において選任した幹事は次のとおりである。		
幹事 大島九州男君	補欠 大島九州男君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環境委員会に付託した。	幹事 大島九州男君	補欠 大島九州男君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環境委員会に付託した。
幹事 白 眞勲君	補欠 白 眞勲君	同日日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	幹事 白 眞勲君	補欠 白 眞勲君	同日日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
不正競争防止法等の一部を改正する法律案		同日次の質問主意書を内閣に転送した。	不正競争防止法等の一部を改正する法律案		同日次の質問主意書を内閣に転送した。
精神障害者に対する交通運賃割引制度の実施状況に関する質問主意書(川田龍平君提出(第一一〇号))			精神障害者に対する交通運賃割引制度の実施状況に関する質問主意書(川田龍平君提出(第一一〇号))		
「BEPs防止措置実施条約」に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第一一一号))			「BEPs防止措置実施条約」に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第一一一号))		
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。			同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。		
不正競争防止法等の一部を改正する法律			不正競争防止法等の一部を改正する法律		
昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
総務委員	山崎 正昭君	補欠 山崎 正昭君	総務委員	山崎 正昭君	補欠 山崎 正昭君
辞任 山崎 正昭君	補欠 山崎 正昭君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	辞任 山崎 正昭君	補欠 山崎 正昭君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
環境委員会	森 まさこ君	補欠 森 まさこ君	環境委員会	森 まさこ君	補欠 森 まさこ君
理事 宮沢 由佳君	補欠 宮沢 由佳君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	理事 宮沢 由佳君	補欠 宮沢 由佳君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
理事 片山 大介君	補欠 片山 大介君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	理事 片山 大介君	補欠 片山 大介君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(衆第二四号)			独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(衆第二四号)		
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。			同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。		
環境太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)			環境太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)		

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案(閣法第五二号)

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第三一七号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(閣法第三二二号) 審査報告書

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(閣法第三二五号) 審査報告書

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第七二九号) 審査報告書

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(閣法第三四四号) 審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第三九二号) 審査報告書

森林経営管理法(閣法第三八八号) 審査報告書

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(閣法第三九二号) 審査報告書

審査報告書

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年五月二十四日

国土交通委員長 長浜 博行
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

二、委員会の決定の理由

本法律案は、海外社会資本事業への我が国事

業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講じようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 我が国企業が二千二十一年に三十兆円の海外インフラシステムを受注するとの目標を確実に達成するためには、関係府省、機構等及び海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者の相互連携、協力が重要であるとの認識の下、効果的な連携・協力の在り方等について十分に検討し官民一体となつて確実に実行すること。また、専門的な技術やノウハウを有する機構等の海外における知名度の一層の向上に取り組むよう努めること。

二 基本方針の策定等に当たつては、本法の規定に基づく関係大臣との協議とともに、機構等及び海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者から広く意見を聴取する機会等を設けるよう努めること。

三 各機構等が海外業務を実施するに当たつては、各機構等の設立の目的や趣旨を踏まえ、当該事業を実施することにより得られた知見等の国内業務への還元について、十分配慮するよう指導、助言等に努めること。また、経理や業務遂行において国民の疑念を招くことのないよう、役職員の法令遵守の徹底等について指導す

ること。

四 海外業務が各機構等の正規業務として位置付けられることに鑑み、本法施行後の海外事業及び各機構等における海外業務の実施状況を見つづ、必要があると判断した場合には、各機構の組織、人員の充実、強化等について、適切に対応すること。

五 我が国の良質な社会資本の整備、運営及び維持管理の手法を世界に広める観点から、機構等が関係する海外社会資本事業の実施に際しては、自然環境の保全、地域住民の生活環境の改善等について配慮しつつ、相手国の持続可能な経済成長に資するものとなるよう努めること。

六 インフラシステムの海外展開を効果的に推進するため、相手国や競合国の動向など、海外インフラシステムの受注に資する情報の一層の収集・活用を図るとともに、必要となる人材の育成に取り組むこと。

右決議する。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年五月十五日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに

に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずることにより、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海外社会資本事業」とは、鉄道施設、水資源の開発又は利用のための施設、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する住宅その他の建築物及びその敷地、下水道、空港、道路、港湾その他国土交通省令で定める施設の整備、運営又は維持管理に関する事業であつて、海外において行われるものをいう。

2 この法律において「機構等」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(第四条及び第十六条において「鉄道・運輸機構」という。)、独立行政法人水資源機構(第五条において「水資源機構」という。)、独立行政法人都市再生機構(第六条において「都市再生機構」という。)、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「住宅金融支援機構」という。)、日本下水道事業団、成田国際空港株式会社、高速道路株式会社(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第一条に規定する会社をいう。第十條において同じ。)、国際戦略港湾運営会社(港湾法昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三條の十一第一項の規定による指定を受けた者をいう。第十一條において同じ。及び中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第四條第一項の規定による指定を受けた者をいう。第十二條において同じ。をいう。

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的

な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進の意義に関する事項

二 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進の方法に関する基本的な事項

三 機構等に行わせる海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に資する調査その他の業務に関する基本的な事項

四 機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者の連携及び協力に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する重要事項

3 基本方針は、良質な社会資本の整備、運営及び維持管理並びに海外社会資本事業への参入に関する国際的動向を踏まえつつ、我が国に蓄積された良質な社会資本に関する知識、技術及び経験を活用し、国土交通大臣、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者の相互の連携及び協力の下に、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図ることを旨として、定めるものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水資源の開発又は利用のための施設に係る海外社会資本事業に関する部分については厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に、住宅金融支援機構に行わせる業務に関する部分については財務大臣に、それぞれ協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(鉄道・運輸機構の行う海外高速鉄道調査等業務等)

第四条 鉄道・運輸機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、次に掲げる業務を行う。

一 新幹線鉄道(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)第四条第三号に規定する新幹線鉄道をいう。)の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究を行うこと。

二 前号に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、その事業の円滑な実施に必要な資金の融資を行うこと。

三 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 鉄道・運輸機構は、前項第二号に掲げる業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(水資源機構の行う海外調査等業務)

第五条 水資源機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、水資源の開発又は利用であつて海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修の業務を行う。

(都市再生機構の行う海外調査等業務)

第六条 都市再生機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、市街地の整備改善又は賃貸住宅の供給、管理若しくは増改築であつて海外において行われるものに関する調査、調整及び技術の提供の業務を行う。

第七号 住宅金融支援機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、住宅の建設、購入、改良又は移転に必要な資金の融通であつて海外において行われるものに関する調査、研究及び情報提供の業務を行う。

(日本下水道事業団の行う海外技術的援助業務)

第八条 日本下水道事業団は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、下水道の整備に関する計画の策定若しくは事業の施行又は下水道の維持管理であつて海外において行われるものに関する技術的援助の業務を行う。

(成田国際空港株式会社の行う海外空港整備等事業等)

第九条 成田国際空港株式会社は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、次に掲げる事業を行う。

一 海外の空港の整備及び運営並びにこれらに関する調査

二 前号に掲げる事業に附帯する事業

2 前項の規定により成田国際空港株式会社が同項各号に掲げる事業を行う場合には、成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第百二十四号)第十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)」と、同条第二項及び同法第十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」と、同法第二十一条中「第十六条第一項」とあるのは「第十六条第一項(海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第十六条第一項」と。

と、同法第二十二條第七号中「第十五條第二項」とあるのは「第十五條第二項(海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(高速道路株式会社の行う海外道路調査等事業等)

第十条 高速道路株式会社は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、道路の整備又は維持管理であつて海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験及び研究の事業を行う。

2 前項の規定により高速道路株式会社が同項に規定する事業を行う場合には、高速道路株式会社法第十五條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)」と、同条第二項及び同法第十六條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」と、同法第二十一条中「第十六條第一項」とあるのは「第十六條第一項(海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第十條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同法第二十二條第十号中「第十五條第二項」とあるのは「第十五條第二項(海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第十條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(国際戦略港湾運営会社の行う海外港湾整備等事業等)

第十一条 国際戦略港湾運営会社は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、次に掲げる事業を行う。

一 海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに
関する調査

二 前号に掲げる事業に附帯する事業

2 前項の規定により国際戦略港湾運営公社が同
項各号に掲げる事業を行う場合には、港湾法第
四十三条の十七第一項中「埠頭群」とあるのは
「国土交通大臣にあつては埠頭群の運営の事業
及び海外社会資本事業への我が国事業者の参入
の促進に関する法律(平成三十年法律第
号)第十一号第一項各号に掲げる事業の、国際
拠点港湾の港湾管理者にあつては埠頭群」と、
同法第五十六条の五第二項中「この法律」とある
のは「国土交通大臣にあつてはこの法律及び海
外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進
に関する法律の、国際拠点港湾の港湾管理者に
あつてはこの法律」と、同法第六十三条第七項
第一号中「第四十三條の十七第一項」とあるのは
「第四十三條の十七第一項(海外社会資本事業へ
の我が国事業者の参入の促進に関する法律第十
一条第二項の規定により読み替えて適用する場
合を含む)」と、同法第九項中「第五十六條の五
第二項」とあるのは「第五十六條の五第二項(海
外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進
に関する法律第十一條第二項の規定により読み
替えて適用する場合を含む。以下この項におい
て同じ。)」と、「又は同項」とあるのは「又は第五
十六條の五第二項」とする。

(中部国際空港株式会社が行う海外空港整備等
事業等)

第十二条 中部国際空港株式会社は、この法律の
目的を達成するため、基本方針に従つて、次に
掲げる事業を行う。

一 海外の空港の整備及び運営並びにこれらに
関する調査

二 前号に掲げる事業に附帯する事業

2 前項の規定により中部国際空港株式会社が同

項各号に掲げる事業を行う場合には、中部国際
空港の設置及び管理に関する法律第十九条中
「事業」とあるのは「事業及び海外社会資本事
業への我が国事業者の参入の促進に関する法律
(平成三十年法律第 号)第十二条第一項各
号に掲げる事業」と、同法第二十条第一項中「こ
の法律」とあるのは「この法律及び海外社会資本
事業への我が国事業者の参入の促進に関する法
律」と、同法第二十二條第二項中「事業」とある
のは「事業及び海外社会資本事業への我が国事
業者の参入の促進に関する法律第十二條第一項
各号に掲げる事業」と、同法第二十六條中「第二
十條第一項」とあるのは「第二十條第一項(海外
社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に
関する法律第十二條第二項の規定により読み替
えて適用する場合を含む。以下この条において
同じ。)」と、「同項」とあるのは「第二十條第一
項」と、同法第二十七條第八号中「第十九條」と
あるのは「第十九條(海外社会資本事業への我が
国事業者の参入の促進に関する法律第十二條第
二項の規定により読み替えて適用する場合を含
む。)」とする。

(機構等への情報提供等)

第十三条 国土交通大臣は、海外社会資本事業へ
の我が国事業者の参入の促進を図るため、機構
等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうと
する我が国事業者に対し、必要な情報及び資料
の提供又は指導及び助言を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により情報及び
資料の提供又は指導及び助言を行うため必要が
あると認めるときは、水資源の開発又は利用の
ための施設に係る海外社会資本事業に関する事
項については厚生労働大臣、農林水産大臣又は
経済産業大臣に対し、住宅金融支援機構に行わ
せる業務に関する事項については財務大臣に対
し、それぞれ必要な協力を求めることができ
る。

(関係者の協力)

第十四条 国土交通大臣、機構等及び海外社会資
本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者
その他の関係者は、海外社会資本事業への我が
国事業者の参入の促進及び海外社会資本事業の
実施に関し、相互に連携を図りながら協力しな
ければならない。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法
律の実施のための手続その他この法律の施行に
関し必要な事項は、政令で定める。

(過料)

第十六条 第四条第二項の規定により国土交通大
臣の認可を受けなければならない場合におい
て、その認可を受けなかったときは、その違反
行為をした鉄道・運輸機構の役員は、二十万円
以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機
構法の一部改正)
第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支
援機構法の一部を次のように改正する。
第十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改
め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に
次の一項を加える。
3 機構は、前二項に規定する業務のほか、海
外社会資本事業への我が国事業者の参入の促
進に関する法律(平成三十年法律第 号)
第四条第一項に規定する業務を行う。
第十七条第一項第一号中「同条第三項」の下に
「及び第四項」を加える。

第十九条第一項第一号中「第十三条第一項」の
下に「及び第三項」を加える。

附則第七條第一項中「若しくは第三項」を
「第三項若しくは第四項」に改める。
(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建
造契約の防止に関する法律の一部改正)
第三条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉
価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律
第七十一号。次条第一項において「不当廉価建
造契約防止法」という。)の一部を次のように改
正する。

附則第二条のうち、独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構法第十三条第三項の改正
規定中「同条第三項」を「同条第四項」に、「前二
項」を「前三項」に、「前三項」を「前各項」に、「同
条第四項」を「同条第五項」とし、同条第三項中
「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四
項」に改め、同法第十七條第一項第一号の改正
規定中「同条第三項」を「同条第四項」を「同条第
三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に
改め、同号及び同項第二号の改正規定の次に次
のように加える。

第十九条第一項第一号中「第三項」を「第四
項」に改める。

附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運
輸施設整備支援機構法附則第七條第一項の改正
規定中「若しくは第三項」を「第三項若しくは
第四項」に、「第三項若しくは第四項」を「若し
しくは第三項から第五項まで」に改める。

(調整規定)
第四条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこ
の法律の施行の日である場合には、附則第二
条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人鉄
道建設・運輸施設整備支援機構法の改正規定中
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
欄に掲げる字句とする。

平成三十年五月二十五日 参議院會議録第二十二号

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案

一七

第十三条の改正規定	
第十三条第三項中「前三項を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項	第十三条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項
3 機構は、前三項	4 機構は、前三項
第十七条第二項第一号の改正規定	同条第四項の下に「及び第五項
第十九条第一項第一号の改正規定	第四項
附則第七条第一項の改正規定	第三項若しくは第四項を「若しくは第三項から第五項まで

2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)
第五条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前項の業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)第五条に規定する業務(第三十七条第二項第六号において「海外調査等業務」という。)を行う。

第三十一条第二項中「並びに第二項」を「第二項並びに第三項」に改める。

第三十七條第二項第四号中「次号」の下に「及び第六号」を加え、同項に次の一号を加える。
六 海外調査等業務に関する事項については、国土交通大臣

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)
第六条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第十一条第二項に次の一号を加える。

六 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)第六条に規定する業務を行うこと。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)
第七条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「次項第一号若しくは第四号」を「次項第二号若しくは第五号」に改め、同条第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)第七条の規定による調査、研究及び情報の提供を行うこと。

第十七条第一号中「業務並びに」を「業務、」に改め、「」の下に「並びに同条第二項第一号の業務」を加え、同条第二号中「同条第二項第三号」を「同条第二項第四号」に改め、同条第三号中「第十三条第二項第四号」を「第十三条第二項第五号」に改める。
第十九条第一項中「第二項第一号から第四号

まで」を「第二項第二号から第五号まで」に改め、同条第三項及び第六項中「第十三条第二項第四号」を「第十三条第二項第五号」に改める。
第二十二條中「第二項第一号若しくは第二号」を「第二項第二号若しくは第三号」に改める。
第二十八條中「第十三条第二項第四号」を「第十三条第二項第五号」に改める。

附則第七条第六項中「第四号」を「第五号」に、「第二項第一号」を「第三号」に改める。
(日本下水道事業団法の一部改正)
第八条 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)第八条に規定する業務を行う。

第五十四條第三号中「第二十六條第一項」の下に「及び第二項」を加える。

審査報告書
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成三十年五月二十四日
内閣委員長 柘植 芳文
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における

若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的發展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行のため、平成三十年度一般会計予算(内閣府所管)に七十億円が計上されている。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一 内閣総理大臣が、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画を認定することに当たり、明確な評価基準を設けることにより、審査の客観性及び透明性を確保すること。

二 地域における大学振興・若者雇用創出事業に対する交付金については、当該地方公共団体が作成した計画の実現のために効果的な活用がなされているか、地域における雇用創出との関係関係があるものなのかを含め、運用状況の検証を行うこと。

三 交付金の規模や認定件数等については、地域における大学振興・若者雇用創出事業の実施状況及び地方公共団体の意見を踏まえ、弾力的に見直すこと。その際、優れた取組を重点的に支援する趣旨に十分配慮すること。

四 特定地域内学部収容定員を抑制するに当たっては、時代の要請を踏まえた学部の再編等が円滑に行われるよう配慮し、大学の自主性及び自律性を侵害しないこと。

五 収容定員の抑制期間が十年と長期にわたることから、途中の年度において、その運用状況及び効果について検証を行うとともに、大学の国

際競争力を損なうことのないよう定員抑制措置の随時の見直しを行うこと。

六 収容定員を抑制する特定地域については、今後政令で定めることが予定されている東京二十三区以外の地域に安易に拡大しないようにすること。

七 収容定員抑制の例外となる基準を明確にし、大学の運営に混乱を来すことのないようにすること。

八 若者にとって魅力ある就業の機会が地域において確保されるよう、良質な雇用機会の創出、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や長時間労働の見直し、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出等に必要施策を推進すること。

右決議する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三十年三月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号 第一条に規定する大学をいう。以下同じ。の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とする。(基本理念)

第二条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として、行われなければならない。

2 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号)の基本理念に基づき行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に地域における若者の修学及び就業を促進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策に大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮しなければならない。

(基本指針)

第四条 内閣総理大臣は、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学

の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出(以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。)に関する基本指針(以下この条及び次条において「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における大学振興・若者雇用創出の意義及び目標に関する事項

二 地域における大学振興・若者雇用創出のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 地域における大学振興・若者雇用創出のために地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題に関する基本的な事項

四 地域における大学振興・若者雇用創出に係る地方公共団体、大学、事業者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域における大学振興・若者雇用創出の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議するものとする。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本指針の変更について準用する。

(計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところに

より、まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業(第四項において「まち・ひと・しごと創生特定事業」という。)であつて地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業(以下この条及び第十条第一項において「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。)に関する計画(以下「計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 計画の区域

二 計画の目標

三 地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容に関する次に掲げる事項

イ 若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項

ロ 地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項

ハ 地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項

四 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力に関する事項

五 計画期間

六 その他内閣府令で定める事項

3 前項第一号の区域は、大学の学部(短期大学(学校教育法第八十八条第二項の大学をいう。))の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び

通信により教育を行うものを除く。第十三条及び附則第三条において同じ。の学生が既に相当程度集中している地域であつて他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域(第十三条及び附則第三条において「特定地域」という。)外に定めなければならない。	ときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。	にいてないとき、認定地方公共団体に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができる。	施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
4 計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であつて当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関連して高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。第十条第二項第一号及び第十三条第一号において同じ。)又は専門学校(同法第二百二十四条の専修学校をいう。同号において同じ。)であつて、専門課程(同法第二百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。同号において同じ。)を置くものをいう。第十条第二項第一号において同じ。が地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために行う事業に関する事項を記載することができ	8 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。 9 地方公共団体は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る計画を公表するよう努めなければならない。 (認定を受けた計画の変更) 第六条 地方公共団体は、前条第六項の認定を受けた計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。 2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。 (報告の徴収) 第七条 内閣総理大臣は、第五条第六項の認定を受けた計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)の適正な実施を確保するために必要と認めるときは、第五条第六項の認定を受けた地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができる。	第九条 内閣総理大臣は、認定計画が第五条第六項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 2 第五条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。 (地域における大学振興・若者雇用創出推進会議) 第十条 地方公共団体は、計画の案を作成し、及び認定計画の実施に必要事項その他地域における大学振興・若者雇用創出の推進に必要事項について協議するため、地域における大学振興・若者雇用創出事業を実施し、又は実施すると見込まれる大学及び事業者若しくは事業者が組織する団体と共同して、協議により規約を定め、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議(以下この条において「会議」という。)を組織することができる。 2 前項の規定により会議を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、同項に規定する者のほか、会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一 第五条第四項に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる高等専門学校又は専門学校 二 その他当該地方公共団体が必要と認める者 三 会議において協議が調つた事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 4 前三項に定めるもののほか、会議の運営に關し必要な事項は、規約で定めるものとする。 (交付金の交付) 第十一条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定計画に基づく事業の実	第十二条 国は、地域における大学振興・若者雇用創出に關する施策の推進に当たつては、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、地域再生の総合的かつ効果的な推進に關する施策、大学における地域の特性を生かした教育研究の推進及び当該教育研究の成果を活用した地域の活力の向上に資する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。 (特定地域内学部収容定員の抑制等) 第十三条 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員(特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。)を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 特定地域内に設置している学部等(大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。)の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員(特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等(大学の学部若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。)の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次
5 地方公共団体は、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとする。 6 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本指針に適合するものであること。 二 当該計画の実施が当該計画の区域における若者の修学及び就業の促進に相当程度寄与するものであると認められること。 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 7 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとする	2 文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他の大学における教育研究の特性に配慮する観点から必要と認めるときは、認定地方公共団体に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができる。 (措置の要求) 第八条 内閣総理大臣は、認定計画が適正に実施されていなく認めるときは、認定地方公共団体に對し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができる。 2 文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他の大学における教育研究の特性への配慮がさ	認定地方公共団体の認定計画に基づく事業の実	算定した収容定員をいう。以下この号及び次

号において同じ。)を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者(同号において「大学等の設置者」という。)が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二 前号に規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

三 大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものとして政令で定める場合

(勧告及び命令)

第十四条 文部科学大臣は、大学(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校又は私立学校であるものに限る。以下この項において同じ。)の設置者又は大学を設置しようとする者(以下この条において「公立大学設置者等」という。)が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた公立大学設置者等が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該公立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ずることができる。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該公立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(地域における若者の雇用機会の創出等)

第十五条 国は、地方公共団体と連携して、地域における若者の就業を促進するため、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、地域における適職の選択を可能とする環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十六条 国は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三条及び第十四条並びに次条及び附則第三条(第二号に係る部分を除く。)の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 附則第三条(第二号に係る部分に限る。)及び第五条第一項の規定 平成三十一年四月一日

(失効)

第二条 第十三条及び第十四条の規定は、平成四十年三月三十一日限り、その効力を失う。(経過措置)

第三条 第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

- 一 平成三十一年三月三十一日までに、特定地域内における大学の学部の設置その他の政令で定める事項について、学校教育法第四条第一項の規定による文部科学大臣の認可(次号において「認可」という。)を受けた場合
- 二 平成三十六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学(学校教育法第八十三條の二第一項の専門職大学をいう。)若しくは専門職短期大学(同法第八十四條の四の専門職短期大学をいう。)又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの(附則第五条第一項において「専門職大学等」という。)の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合

三 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の政令で定める事項について、政令で定めるところにより、文部科学大臣への届出を行った場合

四 前三号に掲げる場合のほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令で定める相当程度の準備が行われている場合

(政令への委任)
第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、平成三十六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成四十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法平成十一年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「第三項第三号の五を「第三項第三号の六」に改め、同項第十一号中「第三項第三号の六を第三項第三号の七」に改め、同条第三項中第三号の六を第三号の七とし、第三号の五を第三号の六とし、第三号の四を第三号の五とし、第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)第四条第一項に規定する基本指針の策定に關すること、同法第五条第一項に規定する計画の認定に關すること及び同法第十一条の交付金に關すること。

第四十條の二第二項中「第三号の三、第三号の五及び第三号の六」を「から第三号の四まで、第三号の六及び第三号の七」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)
第七条 国家戦略特別区域法平成二十五年法律第七十号の一部を次のように改正する。
第七條第一項第一号中「同条第三項第三号の六」を「同条第三項第三号の七」に改める。

七 商店街活性化促進区域 地域における経済的社会的活動の拠点として商店街が形成されている区域であつて、当該商店街における小売商業者又はサービス業者の集積の程度、商

「建設業務施設整備計画の認定等」に改め、同条第
一項中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」
を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」
とし、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」
を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改
め、同項第一号中「地方活力向上地域」の下に「又
同条第二項中「地方活力向上地域」を加え、同条第
二項中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計
画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事
業」に改め、同条第三項中「地方活力向上地域特
定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特
定業務施設整備計画」に改め、同条第四項中「地
方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地
方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に改め、

第十十條の六の見出し中「地方税の」の下に「課税免除又は」を加へ、同条中「第六條第二項」を「第六條」に、「認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をしたを」次に

第十八条中「第五条第四項第十三号」を「第五条第四項第十五号」に改める。

第五章第十二節を同章第十四節とする。

第十七条の三十一中「第五条第四項第十二号」を「第五条第四項第十四号」に改め、第五章第十一節中同条を第十七条の四十一とする。

第十七条の三十中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、同条を第十七条の四十とする。

「第五条第四項第十二号」に改め、同条を第十七条の三十九とする。

第五章第十一節を同章第十三節とする。

第十七条の二十八中「第十七条の二十六第一項」を「第十七条の三十六第一項」に改め、第五章第十節中同条を第十七条の三十八とする。

第十七条の二十七第一項中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に改め、同条を第十七条の三十七とする。

第十七条の二十六第三項第一号並びに第四項第二号及び第四号中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に改め、同条を第十七条の三十六とする。

第五章第十節を同章第十二節とする。

第十七条の二十五第一項中「第十七条の十四第六項」を「第十七条の二十四第六項」に、「第十七条の二十三第一項」を「第十七条の三十三第一項」に改め、同条第二項中「第十七条の十四第六項」を「第十七条の二十四第六項」に改め、第五章第九節中同条を第十七条の三十五とする。

第十七条の二十四中「第十七条の十四第四項第八号」を「第十七条の二十四第四項第八号」に改め、同条を第十七条の三十四とする。

第十七条の二十三第一項中「第十七条の十四第四項第三号」を「第十七条の二十四第四項第三号」に改め、同条第二項中「第十七条の十四第四項第四号」を「第十七条の二十四第四項第四号」に改め、同条第三項中「第十七条の十四第四項第五号」を「第十七条の二十四第四項第五号」に改め、同条第四項中「第十七条の十四第四項第六号」を「第十七条の二十四第四項第六号」に改め、同条第五項中「第十七条の十四第四項第七号」を「第十七条の二十四第四項第七号」に改め、同条を第十七条の三十三とする。

第十七条の二十二第一項中「第十七条の十四第四項第二号」を「第十七条の二十四第四項第二号」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町村の長」に改め、同条を第十七条の三十二とする。

第十七条の二十一を「第十七条の三十一」とし、第十七条の二十を「第十七条の三十」とし、第十七条の十九を「第十七条の二十九」とする。

第十七条の十八第一項中「第十七条の十四第五項」を「第十七条の二十四第五項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十七条の十八第二項」を「第十七条の二十八第二項」に改め、同条第五項中「第十七条の十四第五項」を「第十七条の二十四第五項」に改め、同条を「第十七条の二十八」とする。

第十七条の十七を「第十七条の二十七」とし、第十七条の十六を「第十七条の二十六」とする。

第十七条の十五第二項中「第十七条の十七」を「第十七条の二十七」に改め、同条を「第十七条の二十五」とする。

第十七条の十四第四項第一号中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の二十八第一項」に改め、同項第三号中「第十七条の二十三第一項」を「第十七条の三十三第一項」に改め、同項第四号中「第十七条の二十三第二項」を「第十七条の三十三第二項」に改め、同項第五号中「第十七条の二十三第三項」を「第十七条の三十三第三項」に改め、同項第六号中「第十七条の二十三第四項」を「第十七条の三十三第四項」に改め、同項第八号中「第十七条の二十四」を「第十七条の三十四」に改め、同条第六項中「第十七条の二十三第一項」を「第十七条の三十三第一項」に改め、同条第十項中「第十七条の二十三第二項」を「第十七条の三十三第二項」に改め、同条第十一項中「第十七条の二十三第三項」を「第十七条の三十三第三項」に改め、同条第十四項中「第十七条の三十三第四項」を「第十七条の三十三第四項」に改め、同条第十五項中「第十七条の三十三第五項」を「第十七条の三十三第五項」に改め、同条第十六項中「第十七条の二十四」を「第十七条の三十四」に改め、同条を「第十七条の二十四」とする。

第五章第九節を同章第十一節とする。

第十七条の十三第一項中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第九号」に、「第十七条の七第十

項」を「第十七条の十七第十項」に改め、第五章第八節中同条を「第十七条の二十三」とする。

第五章第八節を同章第十節とする。

第十七条の十二中「第十七条の七第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、第五章第七節中同条を「第十七条の二十二」とする。

第十七条の十一中「第十七条の七第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、同条を「第十七条の二十一」とする。

第十七条の十第一項中「第十七条の七第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、同条を「第十七条の二十」とする。

第十七条の九を「第十七条の十九」とし、第十七条の八を「第十七条の十八」とする。

第十七条の七第一項中「認定地方公共団体である市町村(以下「認定市町村」という。))」を「認定市町村」に改め、同条第二項中「市町村長」を「その長」に、「第十七条の二十六第二項」を「第十七条の三十六第二項」に改め、同条第三項第三号中「第十七条の九」を「第十七条の十九」に改め、同条第四項第二号中「(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。))」を削り、同条第七項中「第十七条の十二」を「第十七条の二十二」に、「第十七条の十二第一項」を「第十七条の二十二第一項」に、「第十七条の十二第二項」を「第十七条の二十二第二項」に改め、同条を「第十七条の十七」とする。

第五章中第七節を第九節とし、第六節の次に次の二節を加える。

第七節 地域来訪者等利便増進活動計画の作成等

(地域来訪者等利便増進活動計画の認定等)

第十七条の七 第五条第四項第六号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地域来訪者等利便増進活動実施団体は、内閣府令で定めるところにより、地域来訪者等利便増進活動の実施に関する計画(以下「地域来訪者等利便増進活動計画」という。)を作成し、当該地域来訪者等利便増進活動計画が適当である旨の認定地方公共団体である市町村(以下「認定市町村」という。))の長の認定を申請することができ

る。

2 地域来訪者等利便増進活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地域来訪者等利便増進活動を実施する区域

二 地域来訪者等利便増進活動の目標

三 地域来訪者等利便増進活動の内容

四 地域来訪者等利便増進活動により事業者が受ける見込まれる利益の内容及び程度

五 前号の利益を受ける事業者の範囲

六 計画期間(五年を超えないものに限る。)

七 資金計画

八 その他内閣府令で定める事項

3 前項第七号の資金計画には、同項第五号の事業者(以下「受益事業者」という。)が負担することとなる負担金の額及び徴収方法の素案を添えなければならない。

4 第二項第三号に掲げる事項には、都市公園(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。))における自転車駐車場、観光案内所その他の来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件であつて政令で定めるものの設置(都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設又は物件の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。))に関する事項を記載することができる。

5 第一項の規定による認定の申請をしようとする地域来訪者等利便増進活動実施団体は、当該地域来訪者等利便増進活動計画について、総受

益事業者の三分の二以上であつて、その負担することとなる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担金の総額の三分の二以上となる受益事業者の同意を得なければならない。

6 認定市町村は、第一項の規定による認定の申請があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域来訪者等利便増進活動計画を当該公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならぬ。

7 前項の規定による公告があつたときは、受益事業者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村に、意見書を提出することができる。

8 認定市町村の長は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該地域来訪者等利便増進活動計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定地域再生計画に適合するものであること。

二 受益事業者の事業機会の増大又は収益性の向上及び第二項第一号の区域における経済効果の増進に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 地域来訪者等利便増進活動により受益事業者が受ける見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであること。

五 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

9 認定市町村の長は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の議会の議決を経なければならない。

10 認定市町村は、前項の議決を経ようとするときは、第七項の規定により提出された意見書の要旨を当該認定市町村の議会に提出しなければならない。

11 認定市町村は、第四項に規定する事項が記載された地域来訪者等利便増進活動計画について、

て、第八項の認定をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者（都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。第十七条の十において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

12 認定市町村の長は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

13 第八項の認定を受けた地域来訪者等利便増進活動実施団体（以下「認定地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。）は、当該認定を受けた地域来訪者等利便増進活動計画（以下「認定地域来訪者等利便増進活動計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、認定市町村の長の認定を受けなければならない。

14 第三項及び第五項から第十二項までの規定は、前項の認定について準用する。

（負担金の徴収）

第十七条の八 認定市町村は、認定地域来訪者等利便増進活動計画（前条第十三項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づき認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受ける見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができる。

2 前項の場合において、その受益事業者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法については、認定市町村の条例で定める。

3 第一項の負担金（以下単に「負担金」という。）を納付しない受益事業者があるときは、認定市町村は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、認定市町村は、条例で定めるところにより、年十四・五パーセント

の割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 督促を受けた受益事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、認定市町村は、地方税の滞納処分等の例により、負担金及び前項の延滞金（以下この条において単に「延滞金」という。）を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 延滞金は、負担金に先立つものとする。

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

8 負担金及び延滞金の収納の事務については、収入の確保並びに当該負担金及び延滞金の徴収を受ける受益事業者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

（交付金の交付等）

第十七条の九 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に對し、認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付金の交付を受けた認定地域来訪者等利便増進活動実施団体は、計画期間が終了したときは、遅滞なく、当該交付金について精算しなければならない。

（都市公園の占用の許可の特例）

第十七条の十 第十七条の七第四項に規定する事項が記載された地域来訪者等利便増進活動計画が同条第八項の認定（同条第十三項の変更の認定を含む。）を受けた日から二年以内に、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公

園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が第十七条の七第四項の施設又は物件の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

（受益事業者の請求による認定の取消し）

第十七条の十一 認定市町村の長は、受益事業者が、総受益事業者の三分の一を超え、又はその負担する負担金の合計額が総受益事業者の負担する負担金の総額（次条第二項において「負担金総額」という。）の三分の一を超える受益事業者の同意を得て、第十七条の七第八項の認定の取消しを請求したときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 前項の規定により認定を取り消された地域来訪者等利便増進活動実施団体は、遅滞なく、第十七条の九第一項の規定により交付された交付金について精算しなければならない。

3 認定市町村の長は、第一項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（監督等）

第十七条の十二 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体の活動又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者等利便増進活動計画に違反する疑いがあると認めるときその他監督上必要があると認めるときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に對し、その活動又は会計の状況について報告を求めることができる。

2 認定市町村の長は、受益事業者が、総受益事業者の十分の一以上又はその負担する負担金の合計額が負担金総額の十分の一以上となる受益事業者の同意を得て、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体の活動又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者

等利便増進活動実施計画に基づき認定地域来訪者等利便増進活動計画に規定する事項が記載された地域来訪者等利便増進活動計画が同条第八項の認定（同条第十三項の変更の認定を含む。）を受けた日から二年以内に、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公

園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が第十七条の七第四項の施設又は物件の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

（受益事業者の請求による認定の取消し）

第十七条の十一 認定市町村の長は、受益事業者が、総受益事業者の三分の一を超え、又はその負担する負担金の合計額が総受益事業者の負担する負担金の総額（次条第二項において「負担金総額」という。）の三分の一を超える受益事業者の同意を得て、第十七条の七第八項の認定の取消しを請求したときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 前項の規定により認定を取り消された地域来訪者等利便増進活動実施団体は、遅滞なく、第十七条の九第一項の規定により交付された交付金について精算しなければならない。

3 認定市町村の長は、第一項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（監督等）

第十七条の十二 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体の活動又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者等利便増進活動計画に違反する疑いがあると認めるときその他監督上必要があると認めるときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に對し、その活動又は会計の状況について報告を求めることができる。

等利便増進活動計画に違反する疑いがあることを理由として当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対する報告の徴収を請求したときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に對し、その活動又は会計の状況について報告を求めなければならない。

3 認定市町村の長は、前二項の規定により報告を求めた場合において、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体の活動又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者等利便増進活動計画に違反していると認めるときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に對し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が前項の規定による命令に従わないときは、第十七条の七第八項の認定を取り消すことができる。

5 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

第八節 商店街活性化促進事業計画の作成等

(商店街活性化促進事業計画の作成)
第十七条の十三 認定市町村は、認定地域再生計画に記載されている商店街活性化促進事業の実施に関する計画(以下「商店街活性化促進事業計画」という。)を作成することができる。

2 商店街活性化促進事業計画には、商店街活性化促進区域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 商店街の活性化の方向性その他の商店街活性化促進事業に関する基本的な方針

二 商店街活性化促進区域において前号の基本的な方針(次条第二項において「基本的な方針」という。)に適合する事業(以下「適合事業」という。)を行い、又は行おうとする者に対する次に掲げる支援その他の商店街の活性化を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

イ 適合事業の実施に必要な情報の提供
ロ 当該区域内の建築物(建築基準法昭和二十五年法律第二百一十一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。又は土地であつて事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないものに関する所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得についてのあつせん

ハ 新商品の開発又は販売、新たな役務の開発又は提供その他の需要の拡大のために要する費用の補助
三 前二号に掲げるもののほか、商店街活性化促進事業の実施のために必要な事項

3 商店街活性化促進事業計画は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び中心市街地活性化基本計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 認定市町村は、商店街活性化促進事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係事業者の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 認定市町村は、商店街活性化促進事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第三項から前項までの規定は、商店街活性化促進事業計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(商店街の活性化に関する認定市町村の援助等)
第十七条の十四 認定市町村は、商店街活性化促進事業計画に即し、当該商店街活性化促進区域において適合事業を行い、又は行おうとする者及び当該商店街活性化促進区域内の建築物又は土地に関する所有権又は賃借権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に對し、商店街の活性化のために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 認定市町村の長は、商店街活性化促進区域内の建築物又は土地の全部又は一部であつて事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないことが常態であるもの(以下この条において「特定建築物等」という。)について、当該商店街活性化促進事業計画の達成のため必要があると認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、相当の期間を定めて、当該特定建築物等を適合事業の用その他の当該商店街活性化促進事業計画の基本的な方針に適合する用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

3 認定市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた特定建築物等の所有者等に対し、当該特定建築物等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 認定市町村の長は、第二項の期間が経過した後においてもなお同項の規定による要請を受けた特定建築物等の所有者等が当該要請に係る措置を講じていない場合において、当該特定建築物等の利用状況及び現況その他必要な事項について調査した結果、当該措置を講じていないことについて正当な理由がないと認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 第二項の規定による要請又は前項の規定による勧告をした認定市町村の長は、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

一 特定建築物等の所有者以外の者に対して当該要請又は当該勧告をした場合における当該

特定建築物等の所有者
二 建築物である特定建築物等の所有者等に対して当該要請又は当該勧告をした場合におけるその敷地である土地の所有者等

三 前二号に掲げる者のほか、当該要請又は当該勧告について利害関係を有する者であつて認定市町村の長が必要と認めるもの

(商店街振興組合法の特例)
第十七条の十五 第十七条の十三第五項の規定により公表された商店街活性化促進事業計画に記載された商店街活性化促進区域における商店街振興組合の地区についての商店街振興組合法(昭和二十七年法律第四十一号)第六条第一項の規定の適用については、同項中「三十人」とあるのは、「二十人」とする。

(中小企業信用保険法の特例)
第十七条の十六 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(次項及び第三項において単に「普通保険」という。)、同法第三条の二第二項に規定する無担保保険(第三項において単に「無担保保険」という。又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(第三項において単に「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、商店街活性化促進事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第二項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けた中小企業者(同法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。))が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。次項及び第三項において同じ。を受けた中小企業者に係るものについて同法の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が
第三条の二第一項及び第三条の三第一項		保険価額の合計額が
第三条の二第三項及び第三条の三第二項		当該借入金の額のうち 当該債務者

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証(以下「商店街活性化促進事業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

商店街活性化促進事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

商店街活性化促進事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち

商店街活性化促進事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、商店街活性化促進事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、商店街活性化促進事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第三十八条中「第十七条の十八第三項を」を「第十七条の二十八第三項」に改める。

第三十九条第一号中「第十七条の十八第二項を」を「第十七条の二十八第二項」に改め、同条第二号及

び第三号中「第十七条の十八第三項を」を「第十七条の二十八第三項」に改める。

第四十条第一号中「第十七条の八第一項を」を「第十七条の十八第一項」に改め、同条第二号、第三号及び第四号中「第十七条の十八第三項を」を「第十七条の二十八第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日から起し、遅くは施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の地域再生法(以下「旧法」という。)第五十五条第十五項の認定(旧法第七條第一項の変更の認定を含む。)を受けている旧法第五條第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画は、この法律による改正後の地域再生法(次項及び附則第五條において「新法」という。)第五條第十五項の認定を受けた同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載さ

れた地域再生計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十七条の二第三項の認定(同条第四項の変更の認定を含む。)を受けている同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画及びこれに従つて実施されている旧法第五條第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業は、それぞれ新法第十七条の二第三項の認定を受けた同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及びこれに従つて実施される新法第五條第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業とみなす。

第三条 この法律の施行の日前に旧法第十六条の確定を受けた株式会社により発行される株式を、同条の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、認定地域再生計画(新法第七條第一項に規定する認定地域再生計画をいう。)に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第六条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項中「第十七條の十二第二項」を「第十七條の二十二第二項」に改め、同条第二項中「第十七條の七第七項」を「第十七條の十七第七項」に改める。

(地域再生法の一部を改正する法律の一部改正) 第七條 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律による改正後の」及び「(次条において「新法」という。)」を削り、「第十七條の七第七項」を「第十七條の十七第七項」に改める。

附則第三条中「(新法)」を「この法律による改正後の地域再生法(以下この条において「新法」という。)」に改める。

審査報告書

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年五月二十四日

総務委員長 竹谷とし子

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、公的統計の効率的な作成及び調査情報等の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
一、公的統計は、国民にとつて合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及びその前提となる調査に当たっては、正確性・信頼性の確保に万全を期すること。

二、事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる公的統計の作成主体の範囲が拡大することを踏まえ、新たに利用できることとなる地方公共団体等に、当該データベースの利活用並びに情報の適正管理及び秘密の保護等について、必要な助言及び情報提供を行うこと。

三、調査票情報の二次的利用の拡大に当たっては、個人情報等が本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報の適正管理及び秘密の保護等に万全を期すること。

四、公的統計の作成のための調査に当たっては、経済社会情勢の変化に伴う統計ニーズを把握し、的確に対応するとともに、調査に対する報告者の声や各府省における先進的な取組事例等を踏まえ、報告者の負担の軽減に努めること。

五、統計の作成には専門性が不可欠であることを踏まえ、統計改革を確実に遂行するため、国・地方を通じて、必要な統計人材を育成することともに、十分な予算と人員の確保に努めること。

右決議する。

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三十年五月十八日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案

統計法及び独立行政法人統計センター法の
一部を改正する法律

(統計法の一部改正)

第一条 統計法(平成十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方公共団体又は独立行政法人等」を「指定地方公共団体又は指定独立行政法人等」に、「第五十六条を」第五十六条の二に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

(行政機関等の責務等)

第三条の二 行政機関等は、前条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する。

2 公的統計を作成する行政機関等は、情報の提供その他の活動を通じて、公的統計が国民にとつて合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに關し国民の理解を深めるとともに、公的統計の作成に關し当該公的統計を作成する行政機関等以外の行政機関等その他の関係者並びにその他の個人及び法人その他の団体の協力を得るよう努めなければならない。

3 基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない。

第四条第四項中「総務大臣は」の下に、「関係行政機関の長に協議するとともに」を加え、同条に次の二項を加える。

7 統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができ

8 総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。

第八条第一項中、「インターネット」を「インターネット」に改める。

第九条第二項第四号中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改める。

第十三条第二項中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改め、同条第三項中「者が」を「個人が」に改める。

第十五条第一項中「者に対し」を「個人又は法人その他の団体に対し」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第二十三条第一項中、「インターネット」を「インターネット」に改める。

第二章第二節第三款の款名中「地方公共団体又は独立行政法人等」を「指定地方公共団体又は指定独立行政法人等」に改める。

第二十四条の見出し中「地方公共団体」を「指定地方公共団体」に改め、同条第一項中「第三十条、第四十一条第五号及び第六号並びに第五十三条を除き、以下同じ」を「以下「指定地方公共団体」という」に改め、同項第四号中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改め、同条第二項中「地方公共団体」を「指定地方公共団体」に改める。

第二十五条の見出し中「独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、同条中「限る」の下に、「以下「指定独立行政法人等」という」を加える。

第二十七条第一項中「行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等(以下「届出独立行政法人等」という。以下「行政機関等」に、「における被調査者」を「その他の統計を作成するための調査における被調査者」当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体という。第二十九条第一項において同じ。に改め、同条第二項中「届出独立行政法人等」を「独立行政法人等」に改め、同項第一号中「統計調査」の下に「その他の事業

所に關する統計を作成するための調査」を加え、同項第二号中「事業所」を「その行う事業所」に改める。

第二十九条第一項中「統計調査」の下に「その他の統計を作成するための調査」を加え、同条第二項中「対し」の下に、「必要な資料の提供」を加え、同条に次の一項を加える。

3 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、他の行政機関の長の協力が得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

第三十条中「前条」を「前条第一項及び第二項」に、「関係者」を「執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体(次項において被要請者という。に改め、「対し」の下に「必要な資料の提供、調査、報告その他の」を加え、同条に次の一項を加える。

2 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、被要請者の協力を得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

第三十一条第一項中「基幹統計の作成の」を「第二十九条第三項又は前条第二項の規定による通知があつた場合において、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成する」に、「その他の関係者」を、「地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体」に改め、「提供」の下に、「調査、報告」を加える。

第三十二条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、同条第二号中「統計」を「統計調査その他の統計」に改める。

第三十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「調査票情報の提供」を付し、同条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、「場合には」の下に、「総務省令で定め

るところにより、これらの者からの求めに応じを加え、「これら」を「これら」に改め、同条第一号中「又は」の下に「統計調査その他の」を加え、同条に次の三項を加える。

2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。の規定により調査票情報を提供したときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称
二 前項の規定により提供した調査票情報に係る統計調査の名称
三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計の研究の成果を当該調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出しなければならない。

4 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第二項第一号及び第二号に掲げる事項
二 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要
三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第三十三条の次に次の一条を加える。
第三十三條の二 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第二項に定めるもののほか

か、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。

2 前条第二項及び第四項の規定は前項の規定により調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により調査票情報の提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、「学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には」を削り、「統計の作成等」を「学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるもの」に改め、同条に次の二項を加える。

2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計の作成等を行うこととしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 前項の規定により統計の作成等の委託をした者の氏名又は名称
二 前項の規定により統計の作成等に利用す

る調査票情報に係る統計調査の名称
三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、第一項の規定により統計の作成等を行ったときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
二 第一項の規定により作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要
三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第三十五条第一項中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。

第三十六条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、「学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には」を削り、「匿名データを」の下に「学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第三十三条第二項及び第四項の規定は前項の規定により匿名データを提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により匿名データの提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは第三十六條第一項と、同条第二項及び第三項中「調査票情報」とあるのは「匿名データ」と読み替えるものとする。

第三十七条中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に、「第三十四条又は前条を

「第三十三條の二第一項、第三十四條第一項又は前条第一項」に、「その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等」を「独立行政法人統計センター」に改める。

第三十八條第一項中「第三十四條の二」を「第三十三條の二第一項の規定により行政機関の長が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者、第三十四條第一項の」に、「者又は第三十六條」を「者又は第三十六條第一項」に、「前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において受託独立行政法人等という）」が第三十四條又は第三十六條を「独立行政法人統計センター」が第三十三條の二第一項、第三十四條第一項又は第三十六條第一項に改め、「基づき」の下に行政機関の長を加え、「当該受託独立行政法人等」を「独立行政法人統計センター」に改め、同条第二項中「受託独立行政法人等」を「独立行政法人統計センター」に、「当該受託独立行政法人等の」を「独立行政法人統計センターの」に改め、同条第三項中「第三十四條を」第三十三條の二第一項の規定により指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者、第三十四條第一項に、「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に、「第三十六條を」第三十六條第一項に改め、同条第四項中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。

第三十九條第一項中「措置」の下に「として総務省令で定めるもの」を加え、同項第一号中「当該行政機関の」を「当該行政機関が」に改め、「記録されている情報」の下に「当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務の委託を受けた場合における当該業務に係るものを除く。」を加え、同項第二号中「地方公共団体」を「指定地方公共団体」に、「行った」を「が行った」に改め、同項第三号中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に、「の行った」を「が行った」に改め、「調査票

独立行政法人等」に、「第三十四條又は前条を

情報」の下に「第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公共団体の長その他の執行機関（前号に掲げる者を除く。） 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

第三十九条第一項に次の一号を加える。
五 独立行政法人等（前号に掲げる者を除く。） 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

第四十条第一項中「地方公共団体を」を「指定地方公共団体」に、「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、同条第二項中「届出独立行政法人等」を「独立行政法人等」に改める。

第四十一条第二号中「に定める」を「又は第三号に定める」に改め、同条第三号中「第三十九条第一項第三号」を「第三十九条第一項第四号又は第五号」に、「届出独立行政法人等」を「独立行政法人等」に改め、同条第四号中「行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等」を「行政機関等」に改める。

第四十二条第一項中「措置」の下に「として総務省令で定めるもの」を加え、同項第一号中「第三十三条」を「第三十三條第一項又は第三十三條の二第一項」に改め、同項第二号中「第三十六条」を「第三十六條第一項」に改める。

第四十三条第二項中「第三十三條」を「第三十三條第一項若しくは第三十三條の二第一項」に、「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改める。

第四十五条を次のように改める。

（所掌事務）

第四十五条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に應じて統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項を調査審議すること。

二 前号に掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 第四條第四項（同條第六項において準用する場合を含む。）、第七條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第九條第四項（第十一條第二項において準用する場合を含む。）、第十二條第二項、第二十六條第三項、第二十八條第二項、第三十一条第二項、次条又は第五十五條第三項の規定により総務大臣に意見を述べること。

四 第四條第七項の規定により総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告すること。

五 第六條第二項の規定により内閣総理大臣に意見を述べること。

六 第三十五條第二項の規定により行政機関の長に意見を述べること。

七 第五十五條第三項の規定により関係行政機関の長に意見を述べること。

八 前各号に定めるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（委員会の意見の聴取）

第四十五条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

一 第二條第二項第二号若しくは第五項第三号、第五條第一項、第八條第一項、第二十五條第一項、第二十四條第一項、第二十五条又は第二十九條第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
二 第四條第五項、第三十三條第一項、第三十三條の二第一項、第三十四條第一項、第三

三十六條第一項、第三十九條第一項又は第四十二條第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

第四十九條の次に次の一条を加える。

（幹事）

第四十九條の二 委員会に、幹事を置く。

2 幹事は、総務省及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

第五十条中「ときは」の下に「総務大臣又は」を加える。

第五十二条第二項中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。

第五十四条中「その他の高度情報通信ネットワーク」を削る。

第五十五条第一項中「届出独立行政法人等」を「独立行政法人等」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を削る。

第五十六条中「その他の関係者」を「地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体」に改める。

第六章中第五十六条の次に次の一条を加える。

（命令への委任）

第五十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

第五十八條中「第八條第二項」を「第八條第二項」に改める。

第五十九條中「自己」を「自己」に改める。

第六十条第一号中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改める。

第六十一条第一号中「者」を「個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）」に改め、同条第三号中「第三十六條」を「第三十六條」に改める。

に改め、同条第三号中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に、「自己」を「自己」に改める。

附則第九條第二項中「新法の規定による」を削り、「地方公共団体が行つたもの」の下に「であつて第二十四條第一項の規定が適用されるべき統計調査に該当するもの」を加え、「新法の規定により地方公共団体を」を「指定地方公共団体を」に改め、「施行日以降新法」を削り、「新法の規定により届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。

（独立行政法人統計センター法の一部改正）

第二条 独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「受けて」の下に「統計調査を実施し、又は」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 国の行政機関又は指定独立行政法人等（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十五條に規定する指定独立行政法人等）をいう。以下この号において同じ。）の委託を受けて、同法第三十三條の二第一項、第三十四條第一項又は第三十六條第一項の規定に基づき当該国の行政機関又は指定独立行政法人等が行う事務の全部を行うこと。

第十二條第一項中「（平成十九年法律第五十三号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中統計法第四條の改正規定、同法第四十五條の改正規定並びに同法第四十九條の次に一條を加える改正規定並びに次条並びに附則第三條及び第七條の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の統計法(以下「新法」という。)第四十五条の二の規定の例により、統計委員会の意見を聴くことができる。

(統計法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間における新法第四十五条の規定の適用については、同条第三号中「次条又は」とあるのは、「又は」とする。

第四条 新法第三十三條第二項から第四項まで(これらの規定を新法第三十三條の二第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新法第三十三條第二項(第一号を除く。)若しくは第三十三條の二第一項の規定により行われた求めに応じ、新法第二條第十一項に規定する調査票情報を提供した場合又は新法第三十六條第一項の規定により行われた求めに応じ、新法第二條第十二項に規定する匿名データを提供した場合について適用する。

2 新法第三十四條第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われた委託に応じ、新法第三十二條第一号に規定する統計の作成等を行うこととした場合について適用する。

(処分等の効力)

第五条 施行日前に第一条の規定による改正前の統計法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年五月二十四日

文教科学委員長 高階恵美子

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えてその内容を記録した電磁的記録である教材を使用することができるとする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、デジタル教科書の使用による教育効果や児童生徒の心身の発達・成長を含めた健康面への影響に関して、本格的かつ長期的な調査研究や実証研究に基づいた客観的・定量的な検証を行い、知見を蓄積した上で、デジタル教科書の使用に関する必要な施策を講ずること。

二、デジタル教科書が児童生徒の学びに資するものとして効果的に活用されるよう、夜間における

使用の抑制を含め、同教科書の使用に関する留意点等を取りまとめたガイドラインを策定の上、教育委員会や学校への周知・情報提供を通じて、関係者の理解促進を図ること。

三、デジタル教科書の円滑な使用を実現する観点から、情報端末や校内ネットワークなどの学校におけるICT環境の整備に必要な施策を講ずること。その際、地方公共団体の財政事情等により、学校のICT環境の整備状況に格差が生じている現状に鑑み、全ての児童生徒が、居住する地域等にかかわらず等しくICTを活用した学習を享受できるよう、財政上の措置を含めた適切な支援を行うこと。

四、デジタル教科書の使用に当たり地方公共団体や保護者等に過度の負担を課すことのないよう、著作物をデジタル教科書に掲載する際の補償金額が妥当な水準に設定されるために必要な措置を講ずること等により、その価格を低廉に抑えるための取組を推進すること。また、義務教育段階で使用するデジタル教科書については、将来的な無償措置を検討すること。

五、デジタル教科書を活用した授業の質を高める観点から、大学の教員養成課程や独立行政法人教職員支援機構、各教育委員会における研修等を通じて、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、教員への過度な負担を回避するため、ICT支援員の配置促進等、必要な環境整備に努めること。

六、障害のある児童生徒等については、教育課程の全部においてデジタル教科書の使用が認められることから、必要な財政上の措置を含めた積極的な支援を行うこと。また、デジタル教科書の導入後も、教科用特定図書等へのニーズは引き続き存在することが見込まれることから、必要な支援の一層の充実を図ること。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年五月十日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

学校教育法等の一部を改正する法律案
学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第二項中「前項の」を削り、「以外の図書その他を」及び第二項に規定する教材以外に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する教科用図書(以下この条において「教科用図書」という。)の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用し学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、

文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

附則第九条中「第四十九条の下に」、「第四十九条の八」を加え、同条に次の一項を加える。

第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

(文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

第二条 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

(文部科学省が著作の名義を有する他の著作物への準用)

第十七条 この法律の規定は、政令の定めるところにより、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十四条第二項(同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定する教材その他の教科書以外の教授上用いられる著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものに準用する。

(著作権法の一部改正)

第三条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「第三十三条の二第一項」の下に、「第三十三条の三第一項」を加える。

第三十三条第一項中「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十四条第一項(同法第四十

九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定する教科用図書」に改め、同条第二項中「毎年定める」を「定める算出方法により算出した」に改め、同条第三項中「定めをした」を「算出方法を定めた」に改める。

第三十三条の二第二項中「前条第二項」を「第三十三条第二項」に、「毎年定める」を「定める算出方法により算出した」に改め、同条第三項中「定めをした」を「算出方法を定めた」に改め、同条を第三十三条の三とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材(学校教育法第三十四条第二項又は第三項(これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。)に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴つていづれの方法によるかを問はず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

第四十七条の六第一項第四号、第四十七条の七、第四十八条第一項第一号並びに第四十九条第一項第一号及び第二項第一号中「第三十三条の二第一項」の下に、「第三十三条の三第一項」を加える。

第七十一条を次のように改める。

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

一 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法

二 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八條第一項又は第六十九條の補償金の額

第七十四條第一項中「第三十三条の二第二項」の下に、「第三十三条の三第二項」を加える。

第八十六条第一項及び第二項第一号中「第三十三条の二第一項」の下に、「第三十三条の三第一項」を加え、同条第三項中「第三十三条の二第四項」を「第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項」に改める。

第九十五条第十二項中「並びに第七十一条を第七十一条第二号に係る部分に限る。」並びに第七十二条に改める。

第二百二条第一項中「レコードの利用について準用し」の下に、「第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつてい

る放送又は有線放送の利用について準用し」を加え、同条第二項中「第三十二条の下に」、「第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三

三条の三第一項」を加え、同条第三項中「第三十三

条の二第一項」を「第三十三條の三第一項」に改め、同条第九項第一号中「第三項後段」の下に「第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項若しくは第四項」を加え、同項第五号中第

三十三條の二第一項」を「第三十三條の三第一項に改める。

第二百二條中「第七十一条から第七十三條まで」を「第七十一条(第二号に係る部分に限る。)、第七十二条、第七十三條」に改め、「利用につい

て」の下に、「第七十一条第一号に係る部分に限る。及び第七十四條の規定は第二百二條第一項において準用する第三十三條から第三十三條の三までの規定による放送又は有線放送の利用について」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十九条の下に」、「第四十九條の八」を加え、「附則第九條」を「附則第九條第一項」に改める。

第十三條第六項ただし書及び第十八條第一項中「附則第九條」を「附則第九條第一項」に改める。

(障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正)

第五条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二項中「第二号に係る部分に限る。」を「第二号に係る部分に限る。及び第七十四條の規定は第二百二條第一項において準用する第三十三條から第三十三條の三までの規定による放送又は有線放送の利用について」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十九条の下に」、「第四十九條の八」を加え、「附則第九條」を「附則第九條第一項」に改める。

第十三條第六項ただし書及び第十八條第一項中「附則第九條」を「附則第九條第一項」に改める。

(障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正)

第五条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二項中「第二号に係る部分に限る。」を「第二号に係る部分に限る。及び第七十四條の規定は第二百二條第一項において準用する第三十三條から第三十三條の三までの規定による放送又は有線放送の利用について」を加える。

第二条第二項中「第四十九条」の下に、「第四十九条の八」を加える。

第十六条第一項第二号中「附則第九条」を「附則第九条第一項」に改める。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第五百一十一条中「第三十三条の二第二項」の下に若しくは第三十三条の三第二項(これらの規定を旧著作権法第二百二条第一項において準用する場合を含む。)]を加える。

審査報告書

森林経営管理法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年五月二十四日

農林水産委員長 岩井 茂樹

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国の林業は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林が増加するなど、依然として厳しい状況にある。このような中、持続可能な森林経営に向けて、森林の管理の適正化及び林業経営の効率化の一体的な促進を図ることは、森林の有する多面的機能の発揮及び林業・山村の振興の観点から極めて重要である。また、森林吸収源対策に係る地方財源確保のため、平成三十一年度税制改正において創設するとされている森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)については、創設の趣旨に照らし、その使途を適正かつ明確にする必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 本法を市町村が運用するに当たって、「森林の多面的機能の発揮」「公益的機能の発揮」「人工林から自然林への誘導」「生物多様性の保全」について、十分に配慮するよう助言等の支援を行うこと。

二 経営管理権及び経営管理実施権の設定等を内容とする新たな森林管理システムが現場に浸透し、林業の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進が円滑に進むよう、都道府県及び市町村と協力して、不在村森林所有者を含む森林所有者、森林組合、民間事業者など、地域の森林・林業関係者に本法の仕組みの周知を徹底すること。また、経営管理実施権の設定に当たっては、超長期的な多間伐実施を排除することなく、市町村が地域の実情に応じた運用ができるものとする。

三 市町村が区域内の森林の経営管理を行うに当たっては、その推進の在り方について広く地域住民の意見が反映されるよう助言等の支援を行うこと。

四 経営管理実施権を設定した林業経営者に対し

て、市町村が指導監督体制の確立に努めるよう助言等の支援を行うこと。さらに、国は、民間事業者の健全な育成を図るため、森林に関する高度の知識、技術、経営に関する研修計画を企画し、実施すること。経営管理実施権の設定に当たっては、生産性(生産量)の基準だけでなく、作業の質、持続性、定着性、地域経済への貢献、労働安全などの評価基準も重視すること。

五 森林の育成には、林業労働力の確保・育成は不可欠であり、小規模事業者の経営者や従業員を含む林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。

六 所有者不明森林の発生を防ぐため、相続等による権利取得に際しての森林法第十条の七の二の届出義務の周知を図るとともに、相続登記等の重要性について啓発を図ること。また、所有者不明森林に係る問題の抜本的解決に向けて、登記制度及び土地所有の在り方、行政機関相互での土地所有者に関する情報の共有の仕組み等について早期に検討を進め、必要な措置を講じること。

七 経営管理権集積計画の策定に当たり、まず前提となる森林法の趣旨にのっとり、林地台帳の整備、森林境界の明確化等に必要取組に対する支援を一層強化すること。

八 市町村が、市町村森林整備計画と調和が保たれた経営管理権集積計画の作成等の新たな業務を円滑に実施することができるよう、フォレスト等(市町村の林業部門担当職員)の確保・育成を図る仕組みを確立するとともに、林業技術者等の活用の実施、必要な支援及び体制整備を図ること。

九 市町村が、「確知所有者不同意森林」制度を運用するに当たって、森林所有者の意向等を的確に把握し、同意を取り付けるため十分な努力を

行うよう助言等の支援を行うこと。

十 「災害等防止措置命令」制度の運用に資するよう、国は、災害等の防止と森林管理の関係についての科学的知見の蓄積に努めること。

十一 路網は、木材を安定的に供給し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要な造林、保育、間伐等の施策を効率的に行うために不可欠な生産基盤であることから、路網整備に対する支援を一層強化すること。なお、路網整備の方法によっては土砂災害を誘発する場合もあることから、特段の配慮をすること。

十二 森林資源の循環利用を図るため、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に対応した川上から川下までの安定的、効率的な供給体制を構築すること。また、適正な森林管理の推進に向けて、その大きな支障の一つである鳥獣被害に係る対策を含め、主伐後の植栽による再造林、保育を確実に実施する民間事業者が選定されるよう支援するとともに、森林法による伐採後の造林命令など他の制度との連携・強化を図ること。

十三 自伐林家や所有者から長期的に施業を任されている自伐型林業者等は、地域林業の活性化や山村振興を図る上で極めて重要な主体の一つであることから、自伐林家等が実施する森林管理や森林資源の利用の取組等に対し、更なる支援を行うこと。

十四 地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされている森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)については、その趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものとし、その使途の公益性を担保し、国民の理解が得られるものとする。

右決議する。

森林經營管理法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年四月十九日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

森林經營管理法

森林經營管理法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 市町村への經營管理權の集積

第一節 經營管理權集積計画の作成等(第四

条—第九条)

第二節 經營管理權集積計画の作成手続の特

例

第一款 共有者不明森林に係る特例(第十

条—第十五条)

第二款 確知所有者不同意森林に係る特例

(第十六条—第二十三条)

第三款 所有者不明森林に係る特例(第二

十四条—第三十二条)

第三章 市町村による森林の經營管理(第三十

三条—第三十四条)

第四章 民間事業者への經營管理実施權の配分

(第三十五条—第四十一条)

第五章 災害等防止措置命令等(第四十二

条—第四十三条)

第六章 林業經營者に対する支援措置(第四十

四条—第四十六条)

第七章 雑則(第四十七条—第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条—第五十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定によりた

てられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、經營管理權集積計画を定め、森林所有者から經營管理權を取得した上で、自ら經營管理を行い、又は經營管理実施權を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業經營の効率化及び森林の管理の適正化の一體的な促進を図り、もつて林業の持続的發展及び森林の有する多面的機能の發揮に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「森林」とは、森林法第二

条第三項に規定する民有林をいう。

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に

基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成

することができる者をいう。

3 この法律において「經營管理」とは、森林(森

林法第五条第一項の規定によりたてられた地域

森林計画の対象とするものに限る。第五章を除

き、以下同じ。)について自然的経済的社会的諸

条件に応じた適切な經營又は管理を持続的に行

うことをいう。

4 この法律において「經營管理權」とは、森林に

ついて森林所有者が行うべき自然的経済的社会的

諸条件に応じた經營又は管理を市町村が行う

ため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐

採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採

等」という。)(木材の販売による収益(以下「販売

収益」という。))を收受するとともに、販売収益

から伐採等に要する経費を控除してなお利益が

ある場合にその一部を森林所有者に支払うこと

を含む。)を実施するための権利をいう。

5 この法律において「經營管理実施權」とは、森

林について經營管理權を有する市町村が当該經

營管理權に基づいて行うべき自然的経済的社会的

諸条件に応じた經營又は管理を民間事業者が

行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等

(販売収益を收受するとともに、販売収益から

伐採等に要する経費を控除してなお利益がある

場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利をいう。

(責務)

第三条 森林所有者は、その権原に属する森林に

ついて、適時に伐採、造林及び保育を実施する

ことにより、經營管理を行わなければならない

こととする。

2 市町村は、その区域内に存する森林につい

て、經營管理が円滑に行われるようこの法律に

基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努

めるものとする。

第二章 市町村への經營管理權の集積

第一節 經營管理權集積計画の作成等

第四条 市町村は、その区域内に存する森林の全

部又は一部について、当該森林についての經營

管理の状況、当該森林の存する地域の実情その

他の事情を勘案して、当該森林の經營管理權を

当該市町村に集積することが必要かつ適当であ

ると認める場合には、經營管理權集積計画を定

めるものとする。

2 經營管理權集積計画においては、次に掲げる

事項を定めるものとする。

一 市町村が經營管理權の設定を受ける森林

(以下「集積計画対象森林」という。)の所在、

地番、地目及び面積

二 集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は

名称及び住所

三 市町村が設定を受ける經營管理權の始期及

び存続期間

四 市町村が設定を受ける經營管理權に基づい

て行われる經營管理の内容

五 販売収益がある場合において森林所有者に

支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当

該金銭の支払の時期、相手方及び方法

六 集積計画対象森林について權利を設定し、

又は移転する場合には、あらかじめ、市町村

にその旨を通知しなければならない旨の条件

七 第三号に規定する存続期間の満了時及び第

九条第二項、第十五条第二項、第二十三条第

二項又は第三十二条第二項の規定によりこれ

らの規定に規定する委託が解除されたものと

みなされた時における清算の方法

八 その他農林水産省令で定める事項

3 前項第五号に規定する算定方法を定めるに当

たつては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び

保育が実施されることにより經營管理が行われ

るよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が

適切に算定されなければならない。

4 經營管理權集積計画は、森林法第十条の五第

一項の規定によりたてられた市町村森林整備計

画、都道府県の治山事業(同法第十条の十五第

四項第四号に規定する治山事業をいう。)の実施

に関する計画その他地方公共団体の森林の整備

及び保全に関する計画との調和が保たれたもの

でなければならない。

5 經營管理權集積計画は、集積計画対象森林ご

とに、当該集積計画対象森林について所有權、

地上權、質權、使用貸借による權利、賃借權又

はその他の使用及び収益を目的とする權利を有

する者の全部の同意が得られているものでなけ

ればならない。

(經營管理意向調査)

第五条 市町村は、經營管理權集積計画を定める

場合には、農林水産省令で定めるところによ

り、集積計画対象森林の森林所有者(次条第一

項の規定による申出に係るものを除く。)に対

し、当該集積計画対象森林についての經營管理

の意向に関する調査(第四十八条第一項第一号

において「經營管理意向調査」という。)を行うも

のとする。

(經營管理權集積計画の作成の申出)

第六条 森林所有者は、農林水産省令で定めると

ころにより、その権原に属する森林について、

当該森林の所在地の市町村に対し、經營管理權

集積計画を定めるべきことを申し出ることができ
る。

2 前項の規定による申出を受けた市町村は、当該申出に係る森林を集積計画対象森林としな
いこととしたときは、その旨及びその理由を、当
該申出をした森林所有者に通知するように努め
るものとする。

(経営管理権集積計画の公告等)

第七条 市町村は、経営管理権集積計画を定め
たときは、農林水産省令で定めるところにより、
遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、その
公告があった経営管理権集積計画の定めるとこ
ろにより、市町村に経営管理権が、森林所有者
に金銭の支払を受ける権利(以下「経営管理受
益権」という。)が、それぞれ設定される。

3 前項の規定により設定された経営管理権は、
第一項の規定による公告の後において当該経営
管理権に係る森林の森林所有者となつた者(国
その他の農林水産省令で定める者を除く。)に
対しても、その効力があるものとする。

(経営管理権集積計画の取消し)

第八条 市町村は、経営管理権を有する森林の森
林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合
には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有
者に係る部分を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により市町村に経営
管理権集積計画を定めさせたことが判明した
場合

二 当該森林に係る権原を有しなくなった場合
三 その他経営管理に支障を生じさせるものと
して農林水産省令で定める要件に該当する場
合

(経営管理権集積計画の取消しの公告)

第九条 市町村は、前条の規定による取消しをし
たときは、農林水産省令で定めるところによ
り、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、経営

管理権集積計画のうち前条の規定により取り消
された部分に係る経営管理権に係る委託は、解
除されたものとみなす。

第二節 経営管理権集積計画の作成手続
の特例

第一款 共有者不明森林に係る特例

(不明森林共有者の探索)

第十条 市町村は、経営管理権集積計画(存続期
間が五十年を超えない経営管理権の設定を市町
村が受けることを内容とするものに限る。以下
この款において同じ。)を定める場合において、
集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属す
る森林であつてその森林所有者の一部を確定す
ることができないもの(以下「共有者不明森林」
という。)があり、かつ、当該森林所有者で知れ
ていないものの全部が当該経営管理権集積計画に
同意しているときは、相当な努力が払われたと
認められるものとして政令で定める方法によ
り、当該森林所有者で確定することができない
もの(以下「不明森林共有者」という。)の探索を
行うものとする。

(共有者不明森林に係る公告)

第十一条 市町村は、前条の探索を行つてもなお
不明森林共有者を確定することができないとき
は、その定めようとする経営管理権集積計画及
び次に掲げる事項を公告するものとする。

一 共有者不明森林の所在、地番、地目及び面
積

(共有者不明森林の探索を行つてもなお不明森林共有者を確定することができないとき)

二 共有者不明森林の森林所有者の一部を確定
することができない旨

三 共有者不明森林について、経営管理権集積
計画の定めるところにより、市町村が経営管
理権の設定を、森林所有者が経営管理受
益権の設定を受ける旨

四 前号に規定する経営管理権に基づき、共有
者不明森林について次のいずれかが行われる
旨

イ 第三十三条第一項に規定する市町村森林

経営管理事業の実施による経営管理
口 第三十五条第一項の経営管理実施権配分
計画による経営管理実施権の設定及び当該
経営管理実施権に基づく民間事業者による
経営管理

五 共有者不明森林についての次に掲げる事項
イ 第三号に規定する経営管理権の始期及び
存続期間

口 第三号に規定する経営管理権に基づいて
行われる経営管理の内容

ハ 販売収益から伐採等に要する経費を控除
してなお利益がある場合において森林所有
者に支払われるべき金銭の額の算定方法並
びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方
法

二 イに規定する存続期間の満了時及び第九
条第二項、第十五条第二項又は第二十三
条第二項の規定によりこれらの規定に規定す
る委託が解除されたものとみなされた時に
おける清算の方法

六 不明森林共有者は、公告の日から起算して
六月以内に、農林水産省令で定めるところに
より、その権原を証する書面を添えて市町村
に申し出て、経営管理権集積計画又は前三号
に掲げる事項について異議を述べることがで
きる旨

七 不明森林共有者が前号に規定する期間内に
異議を述べなかつたときは、当該不明森林共
有者は経営管理権集積計画に同意したもの
とみなす旨

(不明森林共有者のみなし同意)

第十二条 不明森林共有者が前条第六号に規定す
る期間内に異議を述べなかつたときは、当該不
明森林共有者は、経営管理権集積計画に同意し
たものとみなす。

(経営管理権集積計画の取消し)

第十三条 前条の規定により経営管理権集積計画
に同意したものとみなされた森林所有者(次条

第一項に規定するものを除く。)は、農林水産省
令で定めるところにより、市町村の長に対し、
当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者
に係る部分を取り消すべきことを申し出ること
ができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があつ
たときは、当該申出の日から起算して二月を経
過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計
画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消す
ものとする。

第十四条 第十二条の規定により経営管理権集積
計画に同意したものとみなされた森林所有者
(その権原に属する森林のうち当該同意に係る
ものについて第三十七條第二項の規定により經
営管理実施権が設定されているものに限る。)
は、次の各号のいずれかに該当する場合には、
農林水産省令で定めるところにより、市町村の
長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該
森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申
し出ることができる。

一 経営管理権集積計画のうち当該森林所有者
に係る部分の取消しについて、当該部分に係
る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定
を受けている民間事業者の承諾を得た場合

二 予見し難い経済情勢の変化その他経営管理
権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分
を取り消すことについてやむを得ない事情が
あり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基
づく経営管理実施権の設定を受けている民間
事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべ
き損失の補償をする場合

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出
があつた場合について準用する。

(経営管理権集積計画の取消しの公告)

第十五条 市町村は、第十三条第二項(前条第二
項において準用する場合を含む。次項において
同じ。)の規定による取消しをしたときは、農林

水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、經營管理權集積計画のうち第十三条第二項の規定により取り消された部分に係る經營管理權に係る委託は、解除されたものとみなす。

第二款 確知所有者不同意森林に係る特例

(同意の勧告)

第十六条 市町村が經營管理權集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、その森林所有者(数人の共有に属する森林にあつては、その森林所有者のうち知れている者。以下「確知森林所有者」という。)が当該經營管理權集積計画に同意しないもの(以下「確知所有者不同意森林」という。)があるときは、当該市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、当該確知森林所有者に対し、当該經營管理權集積計画に同意すべき旨を勧告することができ

る。

(裁定の申請)

第十七条 市町村の長が前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告をした日から起算して二月以内に当該勧告を受けた確知森林所有者が經營管理權集積計画に同意しないときは、当該市町村の長は、当該勧告をした日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請をした市町村が希望する經營管理權集積計画の内容を当該申請に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えるものとする。

2 前項の意見書を提出する確知森林所有者は、当該意見書において、当該確知森林所有者の有

する権利の種類及び内容、同項の經營管理權集積計画の内容に同意しない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしないものとする。

(裁定)

第十九条 都道府県知事は、第十七条の規定による申請に係る確知所有者不同意森林について、現に經營管理が行われておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容、当該確知所有者不同意森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該確知所有者不同意森林の經營管理權を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積

二 確知所有者不同意森林の確知森林所有者の氏名又は名称及び住所

三 市町村が設定を受ける經營管理權の始期及び存続期間

四 市町村が設定を受ける經營管理權に基づいて行われる經營管理の内容

五 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において確知森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

六 確知所有者不同意森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

七 第三号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項又は第二十三条第二項の規定によりこれらの規定に規定する

委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

八 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の裁定は、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第三号に規定する存続期間については五十年を限度として定めるものとする。

(裁定に基づく經營管理權集積計画)

第二十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村の長及び当該裁定に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも同様とする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、速やかに、前条第一項の裁定(前項後段に規定するときにあつては、裁決によるその内容の変更後のもの)において定められた同条第二項各号に掲げる事項を内容とする經營管理權集積計画を定めるものとする。

3 前項の規定により定められた經營管理權集積計画については、確知森林所有者は、これに同意したものとみなす。

(經營管理權集積計画の取消し)

第二十一条 前条第三項の規定により經營管理權集積計画に同意したものとみなされた森林所有者であつて第十八条第一項の經營管理權集積計画の内容に同意しない旨の同項の意見書を提出したものの(次条第一項に規定するものを除く。)は、前条第二項の規定により定められた經營管理權集積計画について第七条第一項の規定による公告があつた日から起算して五年を経過したときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該經營管理權集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべき

ことを申し出ることができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該經營管理權集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第二十二条 第二十条第三項の規定により經營管理權集積計画に同意したものとみなされた森林所有者であつて第十八条第一項の經營管理權集積計画の内容に同意しない旨の同項の意見書を提出したものの(その権原に属する森林のうち第二十条第二項の規定により定められた經營管理權集積計画に係るものについて第三十七条第二項の規定により經營管理實施權が設定されているものに限る。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該經營管理權集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

一 經營管理權集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る經營管理權に基づく經營管理實施權の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合

二 予見し難い経済情勢の変化その他經營管理權集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る經營管理權に基づく經營管理實施權の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

(經營管理權集積計画の取消しの公告)

第二十三条 市町村は、第二十一条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、経営管理権集積計画のうち第二十一条第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

第三款 所有者不明森林に係る特例
(不明森林所有者の探索)

第二十四条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうち、その森林所有者(数人の共有に属する森林にあつては、その森林所有者の全部。次条第二号において同じ)を確定することができないもの(以下「所有者不明森林」という。)があるときは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、確定することができない森林所有者(以下「不明森林所有者」という。)の探索を行うものとする。

第二十五条 市町村は、前条の探索を行つてもなお不明森林所有者を確定することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

一 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
二 所有者不明森林の森林所有者を確定することができない旨
三 不明森林所有者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出るべき旨

四 前号に規定する期間内に同号の規定による申出がないときは、所有者不明森林について、都道府県知事が第二十七条第一項の裁定をすることがある旨
五 所有者不明森林について、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨

六 前号に規定する経営管理権に基づき、所有

者不明森林について次のいずれかが行われる旨

イ 第三十三条第一項に規定する市町村森林経営管理事業の実施による経営管理

ロ 第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理

七 所有者不明森林についての次に掲げる事項

イ 第五号に規定する経営管理権の始期及び存続期間

ロ 第五号に規定する経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

ハ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期

ニ イに規定する存続期間の満了時及び第九

条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

ハ その他農林水産省令で定める事項
(裁定の申請)

第二十六条 市町村が前条の規定による公告をした場合において、同条第三号に規定する期間内に不明森林所有者から同号の規定による申出がないときは、当該市町村の長は、当該期間が経過した日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の裁定を申請することができる。

(裁定)

第二十七条 都道府県知事は、前条の規定による申請に係る所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要か

つ適當であると認める場合には、裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

二 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

三 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

四 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期

五 所有者不明森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

六 第二号に規定する存続期間の満了時及び第九

条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

七 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第二号に規定する存続期間については五十年を限度として定めるものとする。

(裁定に基づく経営管理権集積計画)

第二十八条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、当該裁定の申請をした市町村の長に通知するとともに、公告するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、速やかに、前条第一項の裁定(前項後段に規定するときにあつては、裁決によるその内容の変更後のもの)において定められた同条第二項各号

に掲げる事項を内容とする経営管理権集積計画を定めるものとする。

3 前項の規定により定められた経営管理権集積計画については、不明森林所有者は、これに同意したもののみをなす。

(供託)

第二十九条 前条第三項の規定により同意したものとみなされた経営管理権集積計画に基づき森林所有者に支払うべき金銭が生じたときは、市町村(当該同意に係る森林について第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されている場合にあつては、当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者)は、当該金銭の支払に代えて、当該金銭を供託するものとする。

2 前項の規定による金銭の供託は、当該森林の所在地の供託所にするものとする。
(経営管理権集積計画の取消し)

第三十条 第二十八条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者(次条第一項に規定するものを除く。)は、当該経営管理権集積計画について第七条第一項の規定による公告があつた日から起算して五年を経過したときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第三十一条 第二十八条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者(その権原に属する森林のうち当該経営管理権集積計画に係るものについて第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限り。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めると

ころにより、市町村の長に対し、当該經營管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

一 經營管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る經營管理権に基づき經營管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合

二 予見し難い經濟情勢の変化その他經營管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る經營管理権に基づき經營管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

(經營管理権集積計画の取消しの公告)

第三十二条 市町村は、第三十条第二項(前条第二項)において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、經營管理権集積計画のうち第三十条第二項の規定により取り消された部分に係る經營管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

第三章 市町村による森林の經營管理
(市町村森林經營管理事業)

第三十三条 市町村は、經營管理権を取得した森林(第三十七条第二項の規定により經營管理実施権が設定されているものを除く。)について經營管理を行う事業(以下「市町村森林經營管理事業」という。)を実施するものとする。

2 市町村森林經營管理事業を実施する市町村は、民間事業者の能力の活用配慮しつつ、当該市町村森林經營管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法によ

り、当該森林について經營管理を行うものとする。

(報告)

第三十四条 農林水産大臣は、市町村森林經營管理事業を実施する市町村に対し、市町村森林經營管理事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第四章 民間事業者への經營管理実施権の配分

(經營管理実施権配分計画の作成)

第三十五条 市町村は、經營管理権を有する森林について、民間事業者に經營管理実施権の設定を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、經營管理実施権配分計画を定めるものとする。

2 經營管理実施権配分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 經營管理実施権の設定を受ける民間事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 民間事業者が經營管理実施権の設定を受ける森林の所在、地番、地目及び面積
- 三 前号に規定する森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 民間事業者が設定を受ける經營管理実施権の始期及び存続期間
- 五 民間事業者が設定を受ける經營管理実施権に基づいて行われる經營管理の内容
- 六 第二号に規定する森林に係る經營管理権集積計画において定められた第四条第二項第五号に規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
- 七 市町村に支払われるべき金銭がある場合(次号に規定する清算の場合を除く。)における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期
- 八 第四号に規定する存続期間の満了時及び第四十一条第二項の規定により同項に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

の清算の方法

九 その他農林水産省令で定める事項

3 經營管理実施権配分計画は、前項第二号に規定する森林ごとに、同項第一号に規定する民間事業者の同意が得られているものでなければならぬ。

(民間事業者の選定等)

第三十六条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、經營管理実施権配分計画が定められる場合に經營管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。

2 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

一 經營管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

二 經營管理を確実に履行に足りる経理的な基礎を有すると認められること。

3 市町村は、經營管理実施権配分計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、前条第二項第一号に規定する民間事業者を、前項の規定により公表されている民間事業者の中から、公正な方法により選定するものとする。

4 都道府県及び市町村は、前三項の規定による公募及び公表並びに選定に当たっては、これらの過程の透明化を図るように努めるものとする。

(經營管理実施権配分計画の公告等)

第三十七条 市町村は、經營管理実施権配分計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた經營管理実施権配分計画の定める

ところにより、民間事業者に經營管理実施権が、森林所有者及び市町村に經營管理受益権が、それぞれ設定される。

3 前項の規定により設定された經營管理実施権は、第一項の規定による公告の後において当該經營管理実施権に係る森林の森林所有者となつた者(国その他の農林水産省令で定める者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

4 森林所有者が第二項の規定により設定された經營管理受益権に基づき林業経営者(同項の規定により經營管理実施権を受けた民間事業者をいう。以下同じ。)から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該經營管理受益権に係る森林に関する第七条第二項の規定により設定された經營管理受益権に基づき市町村から支払を受けたものとみなす。

(計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育の実施)

第三十八条 林業経営者は、販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保し、これらに要する経費に充てることにより、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければならない。

(報告)

第三十九条 市町村は、林業経営者に対し、当該經營管理実施権の設定を受けた森林についての經營管理の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(經營管理実施権配分計画の取消し)

第四十条 市町村は、第九条第二項、第十五条第二項、第二十三条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、經營管理実施権配分計画のうち当該解除に係る經營管理権に基づいて設定された經營管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。

2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、經營管理実施権配分計画

(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十六の第二一項の求めがあつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

都道府県は、森林経営管理事務の代替執行をしようとするときは、その旨及び森林経営管理事務の代替執行に関する規約を公告するものとする。森林経営管理事務の代替執行をする事務を変更し、又は森林経営管理事務の代替執行を廃止しようとするときも、同様とする。

(市町村に対する援助)

第四十九条 国及び都道府県は、市町村に対し、經營管理に關し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めるものとする。

(関係者の連携及び協力)

第五十条 国、地方公共団体、森林組合その他の関係者は、林業經營の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進に向けて、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

(農林水産省令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第八章 罰則

第五十二条 第四十二条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例)

第二条 林業經營基盤の強化等の促進のための資

金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第九条に規定する資金であつて林業經營者が貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(森林法の一部改正)

第四条 森林法の一部を次のように改正する。

第十条の八第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第一項第十号」を「第一項第九号」に改める。

第十条の十の見出しを「(施業の勧告)」に改め、同条第一項中「(次項に規定する場合を除く。)」を削り、同条第二項から第八項までを削る。

第十条の十一から第十条の十一の八までを削り、第十条の十一の九を第十条の十一とし、第十条の十一の十を第十条の十一の二とする。

第十条の十一の十一第一項中「第十条の十一の九第一項」を「第十条の十一の三」と改め、同条を第十条の十一の三とする。

第十条の十一の十二第一項中「第十条の十一の九第一項」を「第十条の十一の第一項」に改め、同条を第十条の十一の四とし、第十条の十一の十三を第十条の十一の五とする。

第十条の十一の十四中「第十条の十一の十二第二項」を「第十条の十一の四第二項」に改め、同条を第十条の十一の六とする。

第十条の十一の十五第一項中「第十条の十一の九第一項」を「第十条の十一の第一項」に、「第十条の十一の十三第一項」を「第十条の十一の五第一項」に改め、同条を第十条の十一の七とする。

る。

第十条の十一の十六第一項中「第十条の十一の九第一項」を「第十条の十一の第一項」に、「第十条の十一の十三第一項」を「第十条の十一の五第一項」に、「第十条の十一の十二第一項各号」を「第十条の十一の四第一項各号」に改め、同条を第十条の十一の八とする。

第十条の十三第三項中「分収林特別措置法」の下に「(昭和三十三年法律第五十七号)」を、「又は」の下に「同法第二条第二項に規定する」を加える。

第三十九条の六中「第十条の十第一項及び第二項」を「第十条の十」に改める。

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の森林法(以下この条において「旧森林法」という。)第十条の十第二項の規定によりされた通知又は同条第三項の規定によりされた申出については、同条第四項から第八項まで及び旧森林法第十条の十一から第十条の十一の八までの規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)
第六条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年五月二十四日
農林水産委員長 岩井 茂樹
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、林業者の經營の改善発達に資するため、独立行政法人農林漁業信用基金の業務

として森林經營管理法第四十六条の規定による支援業務を追加するとともに、同基金が行う債務の保証の対象者を拡大する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成三十年四月十九日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案
独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律

独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第五条第四項中「上、」の下に「林業信用保証業務」を、「規定する林業信用保証業務」の下に「をいう。以下この項、第七条の二及び第十一条の四第一項第一号において同じ。」を加える。

第六条第一項中「信用基金は」の下に「第七条の二第二項若しくは通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻し又は」を加え、「又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻し」を削る。

第一章中第七条の次に次の一条を加える。

(出資者に対する持分の払戻し)
第七条の二 林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者(以下この条において「出資者」という。)は、主務省令で定めるところによ

り、信用基金に對し、その持分(林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示してされた出資に係るものに限る。)の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 信用基金は、前項の規定による請求があつた場合には、主務省令で定めるところにより算定した金額(その金額が当該請求に係る持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額)により、同項の規定により払戻しを請求された持分を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。ただし、一事業年度における払戻しの総額は、林業信用保証業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして主務大臣が定める金額を超えてはならない。

3 第一項の規定による請求があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、信用基金は、当該各号に定める時までは、主務省令で定めるところにより、当該請求をした出資者に対し、前項の規定による払戻しを停止することができる。

一 信用基金が当該出資者(その者が第十三条第三項に規定する森林組合等又は林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合である場合には、それぞれその直接の構成員となつてゐる第十三条第二項に規定する林業者等又は同法第十七条第一号に掲げる者を含む。以下この項において同じ。)の債務を保証してゐるとき、信用基金が当該出資者の債務につきその者に代つて弁済をしないことが明らかになつた時

二 信用基金が当該出資者に代つてその債務を弁済したことによりその者に対して求償権を有しているとき、当該求償権に係る債務が完済された時

4 信用基金が第二項の規定による払戻しをしたときは、信用基金の資本金(林業信用保証業務に充てるべきものとして示してされた出資に係るものに限る。以下この項において同じ。)のうち当該払戻しをした持分に係る出資額については、信用基金に對する出資者からの出資はなかつたものとし、信用基金は、その額により資本金を減少するものとする。

るものに限る。以下この項において同じ。)のうち当該払戻しをした持分に係る出資額については、信用基金に對する出資者からの出資はなかつたものとし、信用基金は、その額により資本金を減少するものとする。

第十一条の四第一項第一号中「第十五条第二号に規定する」を削る。

第十二条第一項第五号中「昭和五十一年法律第四十二号」を削り、同条に次の一項を加える。

3 信用基金は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法(平成三十年法律第 号)第四十六條の規定による支援を行うことができる。

第十三条第二項第一号中「千萬元」を「三億円」に改める。

第十五条第二号中「附帶する業務」の下に「並びに同条第三項に規定する業務」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条に一項を加える改正規定及び第十五条第二号の改正規定並びに附則第四条中林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第七条の表第十五条第二号の項の改正規定は、森林経営管理法(平成三十年法律第 号)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検 討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正)

第四条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第七条中「と読み替へるもの」を削り、同条の

表第十四条第二項の項中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)」を「暫定措置法」に改め、同項の前に次のように加える。

第七條の二第二項第一号		第十七條第二号に掲げる中小企業等協同組合	第十七條第二号若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。第六條第一項第三号口に掲げる中小企業等協同組合
掲げる者	同法第十七條第一号に	林業・木材産業改善資金助成法第十七條第一号若しくは暫定措置法第六條第一項第三号ハに掲げる者	
	掲げる者		

第七條の表第十五條第二号の項中「これに」の下に「附帶する業務並びに同条第三項に規定する業務」を、「これら」の下に「附帶する業務並びに第十二條第三項に規定する業務」を加える。

投票者氏名

日程第一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二五五名	
足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君

野村 哲郎君	羽生田 俊君	磯崎 哲史君	大島九州男君
長谷川 岳君	馬場 成志君	大塚 耕平君	大野 元裕君
橋本 聖子君	平野 達男君	川合 孝典君	小林 正夫君
福岡 資麿君	藤井 基之君	櫻井 充君	榎葉賀津也君
藤川 政人君	藤木 眞也君	田名部匡代君	徳永 エリ君
古川 俊治君	堀井 巖君	長浜 博行君	羽田雄一郎君
舞立 昇治君	牧野たかお君	浜口 誠君	浜野 喜史君
松川 るい君	松下 新平君	藤田 幸久君	舟山 康江君
松村 祥史君	丸川 珠代君	森本 眞治君	矢田わか子君
丸山 和也君	三木 亨君	有田 芳生君	相原久美子君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	江崎 孝君	石橋 通宏君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	小川 敏夫君	小川 勝也君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君	神本美恵子君	風間 直樹君
宮本 周司君	元榮太一郎君	小西 洋之君	川田 龍平君
森 まさこ君	森屋 宏君	芝 博一君	斎藤 嘉隆君
柳本 卓治君	山崎 正昭君	那谷屋正義君	杉尾 秀哉君
山下 雄平君	山田 修路君	白 眞敷君	難波 奨二君
山田 俊男君	山田 宏君	福山 哲郎君	鉢呂 吉雄君
山谷えり子君	山本 一太君	牧山ひろえ君	眞山 勇一君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	吉川 沙織君	宮沢 由佳君
吉田 博美君	和田 政宗君	浅田 均君	蓮 紡君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君	石井 章君	東 徹君
渡邊 美樹君	秋野 公造君	片山 大介君	石井 苗子君
伊藤 孝江君	石川 博崇君	儀間 光男君	片山虎之助君
魚住裕一郎君	河野 義博君	高木かおり君	清水 貴之君
熊野 正士君	佐々木さやか君	室井 邦彦君	藤巻 健史君
里見 隆治君	杉 久武君	木戸口英司君	青木 愛君
高瀬 弘美君	竹内 眞二君	森 ゆうこ君	福島みずほ君
竹谷とし子君	谷合 正明君	行田 邦子君	山本 太郎君
新妻 秀規君	西田 実仁君	松沢 成文君	中山 恭子君
浜田 昌良君	三浦 信祐君	薬師寺みちよ君	アントニオ猪木君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君	糸数 慶子君	伊波 洋一君
山口那津男君	山本 香苗君	藤末 健三君	平山佐知子君
山本 博司君	横山 信一君	野田 国義君	郡司 彰君
若松 謙維君	足立 信也君	渡辺 喜美君	山口 和之君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君		

大塚 耕平君	大野 元裕君	市田 忠義君	島田 三郎君
川合 孝典君	小林 正夫君	紙 智子君	進藤金日子君
櫻井 充君	榎葉賀津也君	倉林 明子君	関口 昌一君
田名部匡代君	徳永 エリ君	田村 智子君	高階恵美子君
長浜 博行君	羽田雄一郎君	武田 良介君	高橋 克法君
浜口 誠君	浜野 喜史君	仁比 聡平君	滝波 宏文君
藤田 幸久君	舟山 康江君	山下 芳生君	堂故 茂君
矢田わか子君	相原久美子君	山添 拓君	豊田 俊郎君
相原久美子君	石橋 通宏君		中川 雅治君
小川 勝也君	小川 敏夫君		中西 健治君
風間 直樹君	神本美恵子君		中西 祐介君
川田 龍平君	小西 洋之君		長峯 誠君
斎藤 嘉隆君	芝 博一君		二之湯武史君
杉尾 秀哉君	那谷屋正義君		野村 哲郎君
難波 奨二君	白 眞敷君		長谷川 岳君
鉢呂 吉雄君	福山 哲郎君		橋本 聖子君
眞山 勇一君	牧山ひろえ君		福岡 資麿君
宮沢 由佳君	吉川 沙織君		藤川 政人君
蓮 紡君	浅田 均君		古川 俊治君
東 徹君	石井 章君		舞立 昇治君
石井 苗子君	片山虎之助君		松川 るい君
片山虎之助君	清水 貴之君		松村 祥史君
藤巻 健史君	高木かおり君		丸山 和也君
青木 愛君	室井 邦彦君		三原じゅん子君
福島みずほ君	木戸口英司君		水落 敏栄君
山本 太郎君	森 ゆうこ君		宮沢 洋一君
中山 恭子君	行田 邦子君		宮本 周司君
アントニオ猪木君	松沢 成文君		森 まさこ君
伊波 洋一君	薬師寺みちよ君		柳本 卓治君
平山佐知子君	糸数 慶子君		山下 雄平君
郡司 彰君	藤末 健三君		山田 俊男君
山口 和之君	野田 国義君		山谷えり子君

反対者氏名

井上 哲士君 市田 忠義君 島田 三郎君

岩淵 友君 紙 智子君 進藤金日子君

吉良よし子君 倉林 明子君 関口 昌一君

小池 晃君 田村 智子君 高階恵美子君

大門実紀史君 武田 良介君 高橋 克法君

辰巳孝太郎君 仁比 聡平君 滝波 宏文君

山下 芳生君 山添 拓君 堂故 茂君

豊田 俊郎君 中川 雅治君 中川 健治君

中西 祐介君 長峯 誠君 二之湯武史君

野村 哲郎君 長谷川 岳君 橋本 聖子君

福岡 資麿君 藤川 政人君 古川 俊治君

舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君

丸山 和也君 三原じゅん子君 水落 敏栄君

宮沢 洋一君 宮本 周司君 森 まさこ君

柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 俊男君

山谷えり子君 山本 順三君 吉田 博美君

和田 政宗君

賛成者氏名

足立 敏之君 阿達 雅志君 島田 三郎君

愛知 治郎君 青木 一彦君 進藤金日子君

青山 繁晴君 赤池 誠章君 関口 昌一君

朝日健太郎君 有村 治子君 高階恵美子君

井上 義行君 井原 巧君 高橋 克法君

石井 準一君 石井 浩郎君 滝波 宏文君

石井 正弘君 石井みどり君 堂故 茂君

石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 豊田 俊郎君

磯崎 陽輔君 猪口 邦子君 中川 雅治君

今井絵理子君 岩井 茂樹君 中西 健治君

宇都 隆史君 上野 通子君 中西 祐介君

江島 潔君 衛藤 晟一君 長峯 誠君

小川 克巳君 小野田紀美君 二之湯武史君

尾辻 秀久君 大家 敏志君 野村 哲郎君

大沼みずほ君 岡田 直樹君 長谷川 岳君

太田 房江君 金子原二郎君 橋本 聖子君

岡田 広君 北村 経夫君 福岡 資麿君

木村 義雄君 古賀友一郎君 藤川 政人君

こやり隆史君 佐藤 啓君 古川 俊治君

上月 良祐君 酒井 庸行君 舞立 昇治君

佐藤 信秋君 自見はなこ君 松川 るい君

山本 昭子君

四三

日程第四 統計法及び独立行政法人統計センター
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二一五名

有田 芳生君 石橋 通宏君
江崎 孝君 小川 勝也君
小川 敏夫君 風間 直樹君
神本美恵子君 川田 龍平君
小西 洋之君 斎藤 嘉隆君
芝 博一君 杉尾 秀哉君
那谷屋正義君 難波 奨二君
白 眞敷君 鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君 眞山 勇一君
牧山ひろえ君 宮沢 由佳君
吉川 沙織君 蓮 舩君
浅田 均君 東 徹君
石井 章君 石井 苗子君
片山 大介君 片山虎之助君
儀間 光男君 清水 貴之君
高木かおり君 藤巻 健史君
室井 邦彦君 行田 邦子君
中山 恭子君 松沢 成文君
アノ二才猪木君 薬師寺みちよ君
平山佐知子君 藤末 健三君
郡司 彰君 野田 国義君
山口 和之君 渡辺 喜美君

反対者氏名

二一名

井上 哲士君 市田 忠義君
岩淵 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門実紀史君 武田 良介君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君
青木 愛君 木戸口英司君
福島みずほ君 森 ゆうこ君
山本 太郎君 伊波 洋一君
糸数 慶子君

足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
今井絵理子君
宇都 隆史君
江島 潔君
小川 克巳君
尾辻 秀久君
大沼みずほ君
太田 房江君
岡田 広君
木村 義雄君
こやり隆史君
上月 良祐君
佐藤 信秋君
山東 昭子君
島田 三郎君
進藤金日子君
関口 昌一君
高階恵美子君
高橋 克法君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中川 雅治君
中西 健治君

阿達 雅志君
青木 一彦君
赤池 誠章君
有村 治子君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
上野 通子君
衛藤 晟一君
小野田紀美君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
金子原二郎君
北村 経夫君
古賀友一郎君
佐藤 啓君
酒井 庸行君
自見はなこ君
島村 大君
末松 信介君
そのだ修光君
高野光二郎君
滝沢 求君
武見 敬三君
鶴保 庸介君
徳茂 雅之君
中泉 松司君
中曽根弘文君
中西 哲君

中西 祐介君
長峯 誠君
二之湯武史君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
福岡 資麿君
藤川 政人君
古川 俊治君
舞立 昇治君
松川 るい君
松村 祥史君
丸山 和也君
三原じゅん子君
水落 敏栄君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山下 雄平君
山田 俊男君
山田 修路君
山田 宏君
山本 一太君
吉川ゆうみ君
和田 政宗君
渡辺美知太郎君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
佐々木さやか君
杉 久武君
竹内 真二君
谷合 正明君
西田 実仁君
三浦 信祐君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
足立 信也君

中野 正志君
二之湯 智君
西田 昌司君
羽生田 俊君
馬場 成志君
平野 達男君
藤井 基之君
藤木 眞也君
堀井 厳君
牧野たかお君
松下 新平君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
溝手 顕正君
宮島 喜文君
元榮太一郎君
森屋 宏君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 宏君
山本 一太君
吉川ゆうみ君
和田 政宗君
渡辺美知太郎君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
佐々木さやか君
杉 久武君
竹内 真二君
谷合 正明君
西田 実仁君
三浦 信祐君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
足立 信也君

伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君
大塚 耕平君
川合 孝典君
櫻井 充君
田名部匡代君
長浜 博行君
浜口 誠君
藤田 幸久君
森本 真治君
柳田 稔君
有田 芳生君
江崎 孝君
小川 敏夫君
神本美恵子君
小西 洋之君
芝 博一君
那谷屋正義君
白 眞敷君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
吉川 沙織君
浅田 均君
石井 章君
片山 大介君
儀間 光男君
高木かおり君
室井 邦彦君
木戸口英司君
森 ゆうこ君
行田 邦子君
松沢 成文君
薬師寺みちよ君
糸数 慶子君
藤末 健三君
野田 国義君
渡辺 喜美君

石上 俊雄君
大島九州男君
大野 元裕君
小林 正夫君
榎葉賀津也君
徳永 エリ君
羽田雄一郎君
浜野 喜史君
舟山 康江君
矢田わか子君
相原久美子君
石橋 通宏君
小川 勝也君
風間 直樹君
川田 龍平君
斎藤 嘉隆君
杉尾 秀哉君
難波 奨二君
鉢呂 吉雄君
眞山 勇一君
宮沢 由佳君
蓮 舩君
東 徹君
石井 苗子君
片山虎之助君
清水 貴之君
藤巻 健史君
青木 愛君
福島みずほ君
山本 太郎君
中山 恭子君
アノ二才猪木君
伊波 洋一君
平山佐知子君
郡司 彰君
山口 和之君

反対者氏名

井上 哲士君
岩 友君
吉良よし子君
小池 晃君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君

日程第五 学校教育法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
今井絵理子君
宇都 隆史君
江島 潔君
小川 克巳君
尾辻 秀久君
大沼みずほ君
太田 房江君
岡田 広君
木村 義雄君
こやり隆史君
上月 良祐君
佐藤 信秋君
山東 昭子君
島田 三郎君
進藤金日子君
関口 昌一君

一四名

市田 忠義君
紙 智子君
倉林 明子君
田村 智子君
武田 良介君
仁比 聡平君
山添 拓君

二二九名

阿達 雅志君
青木 一彦君
赤池 誠章君
有村 治子君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
上野 通子君
衛藤 晟一君
小野田紀美君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
金子原二郎君
北村 経夫君
古賀友一郎君
佐藤 啓君
酒井 庸行君
自見はなこ君
島村 大君
末松 信介君
そのだ修光君

高階恵美子君

高橋 克法君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中川 雅治君
中西 健治君
中西 祐介君
長峯 誠君
二之湯武史君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
福岡 資麿君
藤川 政人君
古川 俊治君
舞立 昇治君
松川 るい君
松村 祥史君
丸山 和也君
三原じゅん子君
水落 敏栄君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山下 雄平君
山田 俊男君
山田 俊男君
山田 修路君
山田 宏君
山本 一太君
山本 順三君
吉田 博美君
吉田 猛之君
渡辺 美樹君
渡邊 美樹君
伊藤 孝江君
魚住裕一郎君
熊野 正士君

高野光二郎君

滝沢 求君
武見 敬三君
鶴保 庸介君
徳茂 雅之君
中泉 松司君
中曾根弘文君
中西 哲君
中西 正志君
二之湯 智君
西田 昌司君
羽生田 俊君
馬場 成志君
平野 達男君
藤井 基之君
藤木 眞也君
堀井 巖君
牧野たかお君
松下 新平君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
溝手 顕正君
宮島 喜文君
元榮太一郎君
森屋 宏君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 宏君
山本 一太君
山本 順三君
吉田 博美君
吉田 猛之君
和田 政宗君
渡辺 美樹君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
佐々木さやか君

里見 隆治君

高瀬 弘美君
竹谷とし子君
新妻 秀規君
浜田 昌良君
宮崎 勝君
山口那津男君
山本 博司君
若松 謙維君
伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君
大塚 耕平君
川合 孝典君
櫻井 充君
田名部匡代君
長浜 博行君
浜口 誠君
藤田 幸久君
森本 真治君
柳田 稔君
有田 芳生君
江崎 孝君
小川 敏夫君
神本美恵子君
小西 洋之君
芝 博一君
那谷屋正義君
白 眞勲君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
吉川 沙織君
井上 哲士君
岩瀬 友君
吉良よし子君
小池 晃君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君

杉 久武君

竹内 真二君
谷合 正明君
西田 実仁君
三浦 信祐君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
足立 信也君
石上 俊雄君
大島九州男君
大野 元裕君
小林 正夫君
榛葉賀津也君
徳永 エリ君
羽田雄一郎君
浜野 喜史君
舟山 康江君
矢田わか子君
相原久美子君
石橋 通宏君
小川 勝也君
風間 直樹君
川田 龍平君
斎藤 嘉隆君
杉尾 秀哉君
難波 奨二君
鉢呂 吉雄君
眞山 勇一君
宮沢 由佳君
蓮 舫君
市田 忠義君
紙 智子君
倉林 明子君
田村 智子君
武田 良介君
仁比 聡平君

反対者氏名

山下 芳生君
浅田 均君
石井 章君
片山 大介君
儀間 光男君
高木かおり君
室井 邦彦君
木戸口英司君
森 ゆうこ君
行田 邦子君
松沢 成文君
薬師寺みちよ君
糸数 慶子君
藤末 健三君
野田 国義君
渡辺 喜美君

〇名

日程第六 森林経営管理法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
今井絵理子君
宇都 隆史君
江島 潔君
小川 克巳君
尾辻 秀久君
大沼みずほ君

二二二名

阿達 雅志君
青木 一彦君
赤池 誠章君
有村 治子君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
上野 通子君
衛藤 晟一君
小野田紀美君
大家 敏志君
大野 泰正君

太田 房江君	岡田 直樹君	山崎 正昭君	山下 雄平君	難波 奨二君	白 眞勲君	石井 準一君	石井 浩郎君
岡田 広君	金子原二郎君	山田 修路君	山田 俊男君	鉢呂 吉雄君	福山 哲郎君	石井 正弘君	石井 みどり君
木村 義雄君	北村 経夫君	山田 宏君	山谷えり子君	真山 勇一君	牧山ひろえ君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
こやり隆史君	古賀友一郎君	山本 一太君	山本 順三君	宮沢 由佳君	吉川 沙織君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
上月 良祐君	佐藤 啓君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君	蓮 舩君	浅田 均君	今井絵理子君	岩井 茂樹君
佐藤 信秋君	酒井 庸行君	和田 政宗君	渡辺 猛之君	東 徹君	石井 章君	宇都 隆史君	上野 通子君
山東 昭子君	自見はなこ君	渡辺美知太郎君	伊藤 孝江君	石井 苗子君	片山 大介君	江島 潔君	衛藤 晟一君
島田 三郎君	島村 大君	秋野 公造君	魚住裕一郎君	片山虎之助君	儀間 光男君	小川 克巳君	小野田紀美君
進藤金日子君	末松 信介君	石川 博崇君	熊野 正士君	清水 貴之君	高木かおり君	尾辻 秀久君	大家 敏志君
関口 昌一君	そのだ修光君	河野 義博君	里見 隆治君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	大沼みずほ君	大野 泰正君
高階恵美子君	高野光二郎君	佐々木さやか君	熊野 正士君	福島みずほ君	行田 邦子君	岡田 直樹君	岡田 広君
高橋 克法君	滝沢 求君	杉 久武君	高瀬 弘美君	中山 恭子君	松沢 成文君	金子原二郎君	木村 義雄君
滝波 宏文君	武見 敬三君	竹内 真二君	竹谷とし子君	アントニオ猪木君	伊波 洋一君	北村 経夫君	こやり隆史君
柘植 芳文君	鶴保 庸介君	谷合 正明君	新妻 秀規君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	古賀友一郎君	上月 良祐君
堂故 茂君	徳茂 雅之君	西田 実仁君	浜田 昌良君	平山佐知子君	藤末 健三君	佐藤 啓君	佐藤 信秋君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	郡司 彰君	野田 国義君	酒井 庸行君	山東 昭子君
中川 雅治君	中曾根弘文君	矢倉 克夫君	山口那津男君	山口 和之君	渡辺 喜美君	自見はなこ君	島田 三郎君
中西 健治君	中西 哲君	山本 香苗君	山本 博司君			島村 大君	進藤金日子君
中西 祐介君	中野 正志君	横山 信一君	若松 謙維君	反対者氏名	一八名	末松 信介君	関口 昌一君
長峯 誠君	二之湯 智君	足立 信也君	伊藤 孝恵君	井上 哲士君	市田 忠義君	そのだ修光君	高階恵美子君
二之湯武史君	西田 昌司君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	岩渕 友君	紙 智子君	高野光二郎君	高橋 克法君
野村 哲郎君	羽生田 俊君	大島九州男君	大塚 耕平君	吉良よし子君	倉林 明子君	滝沢 求君	滝波 宏文君
長谷川 岳君	馬場 成志君	大野 元裕君	川合 孝典君	小池 晃君	田村 智子君	武見 敬三君	柘植 芳文君
橋本 聖子君	林 芳正君	小林 正夫君	櫻井 充君	大門実紀史君	武田 良介君	鶴保 庸介君	堂故 茂君
平野 達男君	福岡 資麿君	榛葉賀津也君	田名部匡代君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
藤井 基之君	藤川 政人君	徳永 エリ君	長浜 博行君	山下 芳生君	山添 拓君	中泉 松司君	中川 雅治君
藤木 眞也君	古川 俊治君	羽田雄一郎君	浜口 誠君	青木 愛君	木戸口英司君	中曾根弘文君	中西 健治君
堀井 巖君	舞立 昇治君	浜野 喜史君	藤田 幸久君	森 ゆうこ君	山本 太郎君	中西 祐介君	長峯 誠君
牧野たかお君	松川 るい君	舟山 康江君	森本 真治君			中野 正志君	二之湯武史君
松下 新平君	松村 祥史君	矢田わか子君	柳田 稔君	日程第七 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		二之湯 智君	野村 哲郎君
丸川 珠代君	丸山 和也君	相原久美子君	有田 芳生君	賛成者氏名	二一五名	西田 昌司君	長谷川 岳君
三木 亨君	三原じゅん子君	石橋 通宏君	江崎 孝君	足立 敏之君	阿達 雅志君	羽生田 俊君	橋本 聖子君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君	小川 勝也君	小川 敏夫君	愛知 治郎君	青木 一彦君	馬場 成志君	平野 達男君
溝手 顯正君	宮沢 洋一君	風間 直樹君	神本美恵子君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	林 芳正君	藤井 基之君
宮島 喜文君	宮本 周司君	川田 龍平君	小西 洋之君	朝日健太郎君	有村 治子君	福岡 資麿君	藤木 眞也君
元榮太一郎君	森 まさこ君	斎藤 嘉隆君	芝 博一君	朝日健太郎君	有村 治子君	藤川 政人君	堀井 巖君
森屋 宏君	柳本 卓治君	杉尾 秀哉君	那谷屋正義君	井上 義行君	井原 巧君	古川 俊治君	

舞立 昇治君	牧野たかお君	藤田 幸久君	舟山 康江君
松川 るい君	松下 新平君	森本 真治君	矢田わか子君
松村 祥史君	丸川 珠代君	柳田 稔君	相原久美子君
丸山 和也君	三木 亨君	有田 芳生君	石橋 通宏君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	江崎 孝君	小川 勝也君
水落 敏榮君	溝手 顕正君	小川 敏夫君	風間 直樹君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君	神本美恵子君	川田 龍平君
宮本 周司君	元榮太一郎君	小西 洋之君	斎藤 嘉隆君
森 まさこ君	森屋 宏君	芝 博一君	杉尾 秀哉君
柳本 卓治君	山崎 正昭君	那谷屋正義君	難波 獎二君
山下 雄平君	山田 修路君	白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
山田 俊男君	山田 宏君	福山 哲郎君	眞山 勇一君
山谷えり子君	山本 一太君	牧山ひろえ君	宮沢 由佳君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	吉川 沙織君	蓮 舫君
吉田 博美君	和田 政宗君	浅田 均君	東 徹君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君	石井 章君	石井 苗子君
渡邊 美樹君	秋野 公造君	片山 大介君	片山虎之助君
伊藤 孝江君	石川 博崇君	儀間 光男君	清水 貴之君
魚住裕一郎君	河野 義博君	高木かおり君	藤巻 健史君
熊野 正士君	佐々木さやか君	室井 邦彦君	青木 愛君
里見 隆治君	杉 久武君	木戸口英司君	福島みずほ君
高瀬 弘美君	竹内 真二君	森 ゆうこ君	山本 太郎君
竹谷とし子君	谷合 正明君	行田 邦子君	中山 恭子君
新妻 秀規君	西田 実仁君	松沢 成文君	アントニオ猪木君
浜田 昌良君	三浦 信祐君	薬師寺みちよ君	伊波 洋一君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君	糸数 慶子君	平山佐知子君
山口那津男君	山本 香苗君	藤末 健三君	郡司 彰君
山本 博司君	横山 信一君	野田 国義君	山口 和之君
若松 謙維君	足立 信也君	渡辺 喜美君	
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君		
磯崎 哲史君	大島九州男君		
大塚 耕平君	大野 元裕君		
川合 孝典君	小林 正夫君		
櫻井 充君	榛葉賀津也君		
田名部匡代君	徳永 エリ君		
長浜 博行君	羽田雄一郎君		
浜口 誠君	浜野 喜史君		

反対者氏名

井上 哲士君	市田 忠義君
岩渕 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門美紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君

一四名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

（本体	本号一部
二二〇円	二二六円